

令和2年8月3日開会  
令和2年8月5日閉会  
(臨時第3回)

# うきは市議会会議録

うきは市議会



目 次  
第1号（8月3日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸 報 告	5
議案上程	6
市長の提案理由説明	6
報告第4号	9
議案第44号	12
議案第45号	26
議案第42号	28
議案第43号	85
議案の委員会付託	86
散 会	87

第2号（8月5日）

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	90
欠席議員	90
事務局職員出席者	90

説明のため出席した者の職氏名	90
開 議	91
議案第42号	91
議案第43号	91
議案第44号	98
議案第45号	98
追加議案上程	101
市長の提案理由説明	101
議案第46号	102
議案第47号	109
意見第3号	115
閉 会	118
署 名	119

うきは市告示第133号

令和2年第3回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年7月21日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 令和2年8月3日（月）午前9時
  - 2 場 所 うきは市議会議場
- 

○開会日に応招した議員

組坂 公明君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鍵水 英一君	熊懷 和明君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
櫛川 正男君	佐藤 裕宣君
中野 義信君	

---

○8月5日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

佐藤 茂和君

---



---

令和2年 第3回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

令和2年8月3日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年8月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)  
日程第4 議案上程(報告第4号1件、議案第42号から議案第45号まで4件)  
日程第5 市長の提案理由説明  
日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(事故による損害賠償の報告について)  
日程第7 議案質疑(議案第44号、議案第45号、議案第42号、議案第43号)  
日程第8 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)  
日程第4 議案上程(報告第4号1件、議案第42号から議案第45号まで4件)  
日程第5 市長の提案理由説明  
日程第6 報告第4号 専決処分の報告について(事故による損害賠償の報告について)  
日程第7 議案質疑(議案第44号、議案第45号、議案第42号、議案第43号)  
日程第8 議案の委員会付託

---

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君

3番 野鶴 修君

4番 竹永 茂美君

5番 岩淵 和明君

6番 鎌水 英一君  
8番 佐藤 湛陽君  
10番 江藤 芳光君  
12番 櫛川 正男君  
14番 中野 義信君

7番 熊懷 和明君  
9番 上野 恭子君  
11番 伊藤 善康君  
13番 佐藤 裕宣君

---

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君          記録係長 宮崎 恵君  
記録係 加藤 裕介君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君          副市長 …………… 今村 一朗君  
教育長 …………… 麻生 秀喜君          市長公室長 …………… 田籠 正規君  
総務課長兼浮羽市民課長 …………… 中野昭一郎君  
監査委員事務局長…………… 佐藤 重信君  
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 …………… 石井 孝幸君  
企画財政課長 …………… 山崎 秀幸君          税務課長 …………… 大石 恵二君  
徴収対策室長 …………… 田尻栄三郎君  
市民生活課長兼人権・同和対策室長 …………… 白石 孝博君  
保健課長 …………… 原 廣正君          福祉事務所長 …………… 末次ヒトミ君  
住環境建設課長…………… 村岡 薫君          都市計画準備課長 …………… 緒方 寧君  
水資源対策室長 …………… 吉松 浩君  
うきはブランド推進課長 …………… 樋口 秀吉君  
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 石井 太君



学校教育課長 …………… 瀧内 教道君      生涯学習課長 …………… 井上 理恵君  
自動車学校長 …………… 高木 慎君      総務法制係長 …………… 宮崎 哲工君  
財政係長 …………… 江藤 良隆君      企画調整係長 …………… 手島 直樹君  
情報システム係長 …… 熊谷 光芳君

---

午前9時00分開会

○議会事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから、令和2年第3回うきは市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番、江藤芳光議員、11番、伊藤善康議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日8月3日から5日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日8月3日から5日までの3日間と決定しました。

---

#### 日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しています諸般の報告文書を御覧ください。

7月2日、第168回全国市議会議長会産業経済委員会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので、報告しておきます。なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

市長からの行政報告はありませんので、これで諸報告を終わります。

---

#### **日程第4. 議案上程**

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第4号1件、議案第42号から議案第45号まで4件を上程します。

---

#### **日程第5. 市長の提案理由の説明**

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和2年第3回うきは市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず、御参集賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの市長選挙におきまして、無投票当選により3期目の市政の舵取りを務めさせていただくことになり、その意義や責任の重大さを痛感しており、身の引き締まる思いであります。

平成24年7月15日に、「元気と幸せを！つながろう うきは」をスローガンに市長に就任させていただきました。市長就任時、我が国は、少子高齢化・人口減少とともに、経済が低迷し、さらにグローバル化等により、先の見えない閉塞感にとらわれている状況であったことから、この「うきはの地」から時代を先取りした「元気と幸せ」を感じられる「うきは市型地域社会づくり」を目指し、閉塞感を打破する気概で、うきは市の個性が評価されるような地域社会を創造したいとの強い思いでありました。

そのために、うきは市固有の自然・風土・文化・歴史等の特色を活かし、また、市民の皆様と共に知恵と工夫を凝らして、他地域とは一味も二味も違う存在感のある「うきはブランド」の構築に努めてきたところであります。

2期目には、うきは市の人口減少に歯止めをかけ、さらなる飛躍を図るため、福岡県内の自治体で最初に策定した地方創生の地方版総合戦略「うきは市ルネッサンス戦略」、さらに「第2次うきは市総合計画」、「うきは市教育大綱」等に位置づけられた事業を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、様々な取組を進めてきたところであります。

しかしながら、今日、新型コロナウイルス感染症対策、自然災害などに対する防災対策、若年層の人口減少対策、地域経済の活性化対策、デジタル化対策、縮小社会に対応した身の丈にあった行財政運営等、まだまだ大きな課題が山積しております。

3期目に当たりましては、これらの諸課題を最優先課題として位置づけ、市民の皆様や企

業をはじめとした各種団体の皆様と共に、その問題の所在を共有して、自律的かつ多様な主体との協働を図りながら、課題の解決に向けて市政を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなった課題、リスク、取組として、特に行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れ、新しい技術を活用できる人材の不足、都市過密の一極集中リスク等があります。感染拡大に伴い人の移動の制限があった中で、テレワークなどリモートサービスの活用・定着が進み始めたことが国民の意識変化につながっており、働き方を変えたり地方移住を前向きに考えるという機運が増していると言われ、このことは今後、地方の活性化の大きな力になると考えております。

さらに、活力と魅力のあるまちづくりを進めるに当たっては、うきは市の地域としての価値をどのように創造して伸ばしていくかが大きなポイントだと考えております。

地域には、そこにある「もの」、地域資源と、そこに住んでいる「ひと」しかないのであり、そこをどうブラッシュアップしていくかが課題であります。今後のまちづくりは、地域にあるものを生かして自立していく「内発的発展」「地域力創造」へと変わらなければならないと強く思っております。

うきは市のさらなる発展のため、私に与えられた4年間の任期を粉骨砕身全力を傾注してまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

さて、今年の九州北部の梅雨入りは、平年より6日遅い6月11日となりました。7月3日には、停滞した梅雨前線の影響で、熊本県南部に線状降水帯が発生し、球磨川流域では、河川の氾濫による甚大な災害が発生しました。うきは市を含む筑後地区でも、断続的に大雨となりました。

うきは市では、降り始めの7月3日から7月14日までの12日間で、妹川観測所において、1,014ミリの雨量を記録いたしました。うきは市の平年の年間降水量は1,819ミリ、年間で最も多い7月が326ミリとなっておりますので、今年は7月の12日間で年間の6割弱、7月には、平年降水量の3倍以上の雨が降ったこととなります。この間の最大72時間雨量の591ミリ、最大24時間雨量の385ミリは、平成24年の九州北部豪雨とほぼ同じ雨量となっております。

また、うきは市にある筑後川の荒瀬観測所では、7月7日9時10分に氾濫危険水位6.3メートルを大きく超え、観測史上最高の7.9メートルを記録し、うきは市の筑後川沿岸では氾濫が発生し、床上浸水被害等が発生いたしました。

また、市内の各所で、土砂崩れ、道路の陥没、冠水、農地災害、河川の氾濫による家屋の浸水被害等が発生いたしました。今後、早急な被害箇所の復旧に努めてまいります。

先週7月30日に平年より11日遅く、昨年より5日遅く梅雨明けとなりました。梅雨は終わっても急な気圧の変化による突然の大雨に注意することが必要であります。

また、これからは台風の季節でもあります。現在、台風3号、4号が発生しておりますが、7月は台風が発生しておりません。

7月の台風発生 of 平年値は、2010年から2019年の10か年平均で4.2回で、このうち日本への接近数は2.2回、上陸数は0.7回。7月の台風発生がなかったのは、気象庁が1951年に統計を開始して以来初めてとなります。

しかし、過去5年の年間の発生数の平年値は、25.2個となっており、今後、台風の発生と接近にも十分な警戒が必要であります。

令和2年度の当初予算につきましては、6月に予定されていましては市長選挙を踏まえまして、骨格予算を編成させていただき、議決をいただいているところでございます。

一方、国からは、令和2年度の事業執行につきまして、適正かつ円滑な事業を執行し、施策効果の早期実現を図るよう地方公共団体に対しても通知がなされております。さらには、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、令和2年度第一次補正予算、第二次補正予算の着実な執行による経済の復旧が急務となっているところでございます。

このような状況を踏まえまして、公営住宅建設事業や道路改良事業等の政策的経費について、骨格予算の肉づけを行って早期の事業着手に取りかかっていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症によって、大きな影響を受けた世帯や事業者等に対する第3弾の独自緊急支援策の着実な実施により、一日も早い本市の経済回復を進めていく必要があることから、今回の第3回うきは市議会臨時会の開催に至ったものでございます。

これらの事業の実現に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き議員の皆様のご協力のもと、事業の執行を図るとともに、コロナ前の経済回復と将来像でもあります「うきはブランドを絆で結ぶしあわせ彩るうきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件1件、予算案件2件、その他の案件1件の計4件と報告1件となっております。

まず、報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

事故による損害賠償に関する専決処分について、先に専決処分事項として指定を受けておりました、1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第42号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,433万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金5億7,782万9,000円、県補助金2,975万3,000円、市債4億4,560万円の増額補正と、基金繰入金5,300万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費2億309万6,000円、民生費では児童福祉費5,639万3,000円、農林水産業費では農業費5,027万7,000円、林業費1,250万円、土木費では道路橋りょう費9,900万円、河川費2,000万円、住宅費4億7,626万4,000円、消防費では消防費4,617万5,000円、教育費では小学校費2,554万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第43号は、令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

地方自治法第214条の規定により、行政情報システム構築費に係る債務負担行為を設定するものでございます。

議案第44号は、公の施設の区域外設置についてであります。

自家用有償旅客運送うきは市バス路線を朝倉市域内まで延長することに伴い、地方自治法第244条の3第3項の規定により、朝倉市と「公の施設の区域外設置に関する協議書」を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市バスの路線、運行区間の変更に併せて、使用料の割引制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明いたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

---

#### 日程第6. 報告第4号

○議長（中野 義信君） 日程第6、報告第4号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） おはようございます。学校教育課の瀧内でございます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和2年7月20日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年8月3日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお開き願います。

専決第11号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。令和2年7月20日。うきは市長高木典雄。

本件は、本年7月2日午前11時45分頃、小学校正門前において小学校用務員が草刈り作業中、草刈り機による飛び石により、国道を通行中の車両の後部ガラスを破損したものであり、市において相手方に対し修理代の損害賠償を行うものです。損害賠償の額及び損害賠償の相手方は、専決処分書記載のとおりでございます。早急に修理を行う必要がありましたので7月20日付けで専決処分させていただきました。

再発防止策として、7月6日開催の校長会で事故発生を報告し注意するよう指示をし、また、7月21日すべての学校長及び用務員を対象に作業中の安全対策についての研修を行い重ねての再発防止を指示をしたところでございます。本人の不注意及び教育委員会の指導不足により市に損害を与えてしまいましたことをおわびし、今後も再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議員（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 草刈り作業中の事故ということですが、今までも何回かありましたね。その回数をちょっと教えていただきたいのと、これ全額保険適用ですかね。その辺もお願いします。それで保険に入るとるけんて市に損害はないかと思いますが、今までも何回もあって、そのたびにいろいろ対策というか学校長はじめいろいろやっていますが、なぜ続くのか。そのあたりまでお願いします。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） まず支払いの関係につきましては、議員指摘のとおり保険のほうから全額お支払いをさせていただきます。

それから過去の事例なんですけれども、直近を調べさせていただきましたところ、平成26年の12月議会にお諮りしています。この時も学校教育のほうで2件ほど飛び石による事故が発生したようでございます。それ以来でございます。

それから再発防止について、その26年当時につきましても、再発防止ということで注意指示を与えております。その折には作業を行う際には、あらかじめ用務員が学校長のほうに事前に連絡すること、それから見張り員を立てること、こういったことについて指示をしておりますが、これが徹底をされていなかったことが要因の1つだろうと考えております。

したがいまして、今回の研修会においてもこのことについては重ねて強く指導をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） まあいろいろ対策はやっておるといっていますが、きちつとしたあれをやっぱ守ってせんとですね、事故防止。損害はないということですが、その辺をきちつと今後やっていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） これ研修していただいているということでもいいと思いますけど、これ藤波ダムでも草刈りの時あってありました。というのはこれ注意といいますか、私も田んぼ持ってますから、隣が左が他人の田んぼ、右が私と30mぐらい切って行くとしたら、まず手前から行こうと思うけど、それダメ。向こうに行って戻ってくる。なんでか草の葉は左周りですから左に飛んでいきますから、そいき研修ち言いますか。ほんのちょっと注意と言いますかね。左に飛んでいくから、傾斜が右上がっても左きって行かんといかんと。ただそのちょっとした注意でいいのかなと思っていますので、そこんとこちょっと研修の中に入れてもらったらいいのかなと思います。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 研修につきましては、まず1つには自身の安全対策、作業員がけがをしない、それがまず第一だということで研修の第一に挙げています。

次に挙げておりますのが、草刈り機を使用する時の作業の要領ですね。議員御指摘のように石が飛ばないように、さらには防ぐために、例えばネットを張るとか、それから見張り員を置いて車が近づいている、それから人がいると、そういった部分について指摘をし合う、複数体制です、そういったことについての指導を行っているところでございまして、実技については研修では行っておりません。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

---

### 日程第7. 議案質疑

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案質疑を行います。

議案第44号、公の施設の区域外設置についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。

議案書3ページをお開きください。

議案第44号公の施設の区域外設置について。

地方自治法第244条の3の規定により、別紙のとおり朝倉市と協議のうえ、自家用有償旅客運送うきは市バス路線を設置するものとする。令和2年8月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて4ページをお開きください。

公の施設（自家用有償旅客運送うきは市バス路線）の区域外設置に関する協議書。

うきは市と朝倉市は、公の施設の区域外設置に関し、地方自治法第244条の3第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記、1、施設の名称、自家用有償旅客運送うきは市バス路線。

2、設置の目的、市民の交通手段を確保するとともに、市民の福祉の向上を図り、市民生活の充実に資するため。

3、設置場所、これはお配りしております別図のとおりでございます。

4、経費の負担、施設整備及び維持管理に要する経費については、うきは市が負担する。

5、施設の利用、施設は、うきは市の条例、規則その他の規程の定めるところにより、うきは市及び朝倉市の住民の利用に供するものとする。令和2年月日で、うきは市長、朝倉市長連名の協議書となっております。

うきは市バスは、道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送として、通常は2年毎、最大3年毎に国土交通大臣の登録更新が必要となりますが、今回9月30日で期間満了となりますことから、道路運送法第79条の6の規定に基づく登録更新を行う予定でございます。

今回の登録更新に当たっては、うきは市バスの全体的な見直しを行い、うきは市外の朝倉市杷木までバス路線を延伸することを予定しておりますが、このバス路線が「公の施設」に



該当するということから、地方自治法第244条の3の規定による議会の承認を求めるものでございます。

今回の登録更新に当たり、庁舎内の交通検討会議で検討を重ね、うきは市バスの見直しを図ることといたしました。去る6月17日にバス事業者、タクシー協会、運輸支局、利用者代表者などの関係者で構成する「うきは市地域公共交通会議」を開き、そちらで了承を得てきたところでございます。併せて、7月27日には、朝倉市の地域公共交通活性化協議会において、うきは市から朝倉市まで乗り入れることについて御報告をいただいたところでございます。また、「公の施設の区域外設置について」はうきは市同様に朝倉市議会の議決をお願いしているところでもあります。

今回大きく3点の見直しを行います。配付しております地図のほうも御参照をお願いいたします。

第1点は、山春線、大石線を1本の路線とし、うきは市外の朝倉市杷木まで延伸します。現在、うきは市民センターを起点に、道の駅、袋野まで行ってそこから折り返して、保木の信号から県道保木吉井線を通って、大石の三差路から中学校前を通って、うきは市民センターに戻ってくる山春線と、うきは市民センターを起点に、浮羽中学校前を通って大石の三差路を経由して、筑後川温泉内を回って古川村、川原町、JRうきは駅などを通って、うきは市民センターに戻ってくる大石線と2つの路線がありまして、それぞれ右回り2便、左回り2便、1日4便ずつ運行しておりましたが、乗降客が全くいないバス停もあることから、これを1つの路線にまとめて、併せて朝倉市杷木まで延伸することにより、利便性の向上を図るものでございます。

2点目は、庁舎間バスを廃止し、庁舎間バスのルートを生かして、踏襲して吉井線として路線を新設いたします。現在自動車学校から、うきは市民センター、うきはアリーナ、るり色ふるさと館、うきは市役所を経て総合福祉センターで折り返す庁舎間バスを運行しておりますが、かねてより浮羽町区域は有料で吉井町区域の庁舎間バスは無料で公平性に欠けるのではないかと、いろいろと御指摘も頂いておったところでございます。今回、路線見直しに併せまして、庁舎間バスは廃止し、その代わりにそのルートを生かして、従来から要望の多かったゆめマートうきはやJR筑後吉井駅前付近、JAにじの耳納の里、こういったバス停を設置し、福富、流川を回るルートとして、利便性の向上を図っていきたいと考えております。

今回、浮羽線、吉井線ともうきは市民センターが発着起点となり、それぞれ右回り2便、左回り2便の計4便ずつとなります。

3点目は、運行日や料金体系の見直しを行います。運行日につきましては、これまで土、

日以外の月曜日から金曜日まで運行しておりましたが、祝日については、利用者が非常に少ないことから、今後は土日祝日を除く月曜日から金曜日までといたします。なお、料金関係につきましては、この後議案第45号で説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） バス路線の変更ということで、新たに杷木のほうにバス停をするということですね。まずこの議案のところで、4ページに経費の負担について、4番でうきは市が負担するとなっておりますけれども、今回補正予算にのってるか確認ですけれども、のってないような気がするんですが、その辺の経費の発生がなかったのかどうか。実際にこれを試行するのが10月1日、料金の改定が10月1日になってますんで、それと並行するだろうと思いますので、その確認をしたいというのが1点目です。

それから、今、山春線、大石線を一本化するということで言われております。そういう意味でのバス停等の変更も含めてあるんだろうと思うんですね。そういう意味では、今まで利用いただいた方との関係、これは当然交通会議のところで、路線バスですので、確認したうえでやってることだろうと思いますけれど、そういったところにきちんと意見が反映されているかどうかを確認をしたいのが2つ目です。

それから3点目が、新たに庁舎間バスを廃止して市バスとして運行するというので、先ほど課長の方からの提案では、料金に対する格差の問題おっしゃってましたけれども、そこは発言の内容がちょっと違うような気がします。そもそも路線バスではないんで料金は発生しないということが前提になっているので、そこはいろいろ言われたとしてもそういう料金の格差が発生してるのではない。位置づけが違うということだけだと。そこは論点を間違えないでほしいというふうに思います。それは質問ではありません。

それでですね。今回の新たに市バスに運行することに当たって、流川経由ということになるわけですね。この流川について言えば、過去に流川ルートというのがあって、昨年のあるところで平成30年度の決算報告の時に22年まで運行してたのかなということで伺って、年間で14名程度だったということをお前の9月議会で聞いておりました。

先ほど言いましたように、バス停の変更を含めてですけれども、市民の中から多くの声がこの間公共交通機関については寄せられております。この間、私の方も公共交通機関についての整備について、2018年に2月だったかな、申し入れしておりますけれども、市内の住宅地と中心部に乗換えなしに結んでほしいというのが、大きな要望がこの間ありました。それから、小中学生も気軽に乗れるような時間帯や本数にしてほしい。それから、包括ケアや

構築に向けた地域のケアする施設、それへの移動手段、免許返納代替移動手段の確保など、人口減少が引き続き起きている中で、その具体化が望まれるという話だったと思います。

そういう意味では、その辺の議論がどういうふうにされたのか。全くここの報告にはのっていないですね。地方路線バスの対策会議そういう意味で開いていると思うんで、その辺でどういう議論があったのか、きちんと公開してほしいんです。資料があったら、この路線をこれにするに当たって、こういう議論を踏まえてやりましたという経過報告を文書で提出してください。これ非常に重要な問題ですので、そういう緊張感を持ってことに当たってほしいんですね。議会に対しても、きちんとそのことを報告してほしいんです。そのぐらい丁寧にするのだというふうに思っております。

それから、地方路線バス対策費についてです。過去平成25年位までは年間2,500万くらいの決算報告がありました。全体です。30年度以降が減少してます。1,577万9,000円まで減少してます。30年度の決算のところを見ると、そういう意味で見込み数をどういうふうに想定しているのか。

公共交通会議等で、その路線変更における利用人数の見込み等も含めて出されてると思うんですけども、その辺の収支の特に経費関係について、きちんと書類で提出してほしいんですけど。

それからこの庁舎間バスについても、新たに市バスとして設置してするわけですので、その辺のところも、利用数の現在と新ルートへの見込みについてはきちんと出してほしい。要は、採算にのるベースじゃないから、余計きちんとうきは市としてこの決意でやるんですよということを議会としても確認せないかん話なんだ、そういう意味合いのことだということを御理解いただきたい。

最後に、まだ課題は残ってます。さっき言いましたように、この間市民からの声では一本化して乗換えなしでと言われていることも含めまして、うきは市の西部側に、吉井の南北です。吉井を中心にして南と北のルートの問題、それからうきは市の西部のルートの問題。そういった意味で言うと、公共交通機関における交通弱者への対策ということで地域のコミュニティ、あるいは今度開発される工業団地、そして屋部における地域の史跡古墳群の新しい観光施設等のあると思います。そういった総合的な方針をきちんと持っているかどうか。その位置づけについて、今回の提案がどういう位置づけなのかということを示して欲しいと思いますが、お答えできる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ただいま岩淵議員のほうから、大きく6点ですか。御質問

いただきました。

まず、経費の関係でございます。今回バス停のほうも一部作り変える予定にもしておりますので、そういった部分については、当初予算のほうに計上しておりました。

それからですね。バス停の変更については、以前全員協議会のほうでちょっと資料はお示しておりましたけれども、全く乗降客のいないバス停については、基本的には今回は外しております。ただし、公共施設関係とかの部分はそこは残すということで考えております。

それから庁舎間バス、私の説明がちょっとまずかったのかもしれませんが、今まで市バスとしては浮羽町区域だけでございました。そして吉井町区域については市バスとしては走らずに、庁舎間バスでやっていたということで、その部分を今回庁舎間バスを廃止して新しく吉井線を作ってきたところでございます。

それから、いろいろ市民からの御要望等というのは、こちらのほうもいろいろな場でお聞きしております。ただし、このバス路線、市バスの許認可に当たりまして、まず民間事業者への配慮が非常に重要となってきます。公共交通関係のバスとかタクシー業者、こちらのほうにも十分配慮した内容でないと運輸支局のほうがオーケーを出さないということもありまして、極力、民間事業者のいわゆる民業圧迫にならないような範囲で見直しを図ってきたところでございます。

それで、もうちょっとそういった部分を全く考えなければ、もっと便利なルートというのは確かにできるかと思えますけれども、そこは民業圧迫にならないということが非常に大事になってきますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、一連のその経過報告関係については、御要望に添える資料があるのかあれですけども、ちょっとお時間いただいてすればまとめたと思いますけれども、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

それから、経費の問題です。経費の問題につきましては、確かに地方路線バスの経費については、ひと頃よりもかなりの金額が下がってきております。大きいのは西鉄バスの小塩線と妹川線の分が減額になった分が結構大きいかと思えます。今回、見直しの中で一応考えているのは、まず庁舎間バスの廃止等に伴う部分と、今度は逆にそれを廃止して有料化に伴う部分の収入増、そういったものを全体的に見て、300万ちょっとのコスト削減になるのではないかと考えております。今回コスト削減を目的に見直しをしたわけではございませんけれども、今回の部分についてはそういった試算をしてるところでございます。

それから総合的方針ということになると、ちょっと敷居の高い御質問だったかと思えますが、一応うちのほうで考えてるのは、公共交通については三層構造ということで、ちょっと御理解いただきたいと思えます。まず民間の交通事業者が実施するバスとかタクシー、それ

からJRも含めてですけれども、そういった部分がベースにあります。そしてうきは市のほうがする市バスがそれをカバーする。そして、それでもちょっとカバーしきれない部分を、今自治協議会のほうでいろんな生活支援の移送支援ですかね。あちらのバスを出していただいたりもしております。そういった部分を組み合わせて少しでも市民の御要望に応じていくようにということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） さっき一番大事な点は、この会議も含めてですけれども、声が全然通ってないということですね、今聞いてると。要は乗らないからもういいんだということではない。バス停で乗らないからいいということではなくて、地域として考えていけないといけないということ。地域交通というのはそういうことだと思います。地域全体とディスカッションしながら利用を促したり、利用が下がってる、それはなんでかと、そこをきちんとすることが地域交通を維持していくための大事な点なんです。

さっき民営圧迫というふうに言いました。この民営って誰のことを言ってるんですか。西鉄バスのことですか。だとしたら逆だと思います。今はその西鉄バスも含めて地域なところで維持できないからどうしようかというところで、国のほうとしても、地域の交通機関について検討会を開いてるわけではないですか。それになってから何年になります。それを従来どおりのスタンスの考え方でやってること自体が問題なんです。意識が違います。そのことを指摘しておきたいと思います。

で、さっきコストを削減というふうに言いました。コスト削減の話ではないんです。どう地域を最低生活が維持できるかということが課題なんです。そこが根底にないから政策が出てこないんです。地域交通会議は単に路線バスの承認だけになっている話ではないでしょう、とつくづく思います。議会としても、この間路線バスについて調査はしています。その辺のところをきちんと背景があるわけだから、その背景に沿った議会と行政が、執行部側が問題意識が共有できるような物事の組立てをしてほしいと。市長答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、地域公共交通の在り方については、うきは市のみならず全国的な大きな課題であります。そういう中におきまして、うきは市もかなり前からこの問題については継続的に議論をさしてきていただいたところであります。

これまでうきはバスと庁舎間バスというのがあったわけですが、もっとその2つの機能を合理的に有機的に結んでできないかということで、交通会議の中でも相当議論してこういう結果を御提案をさせていただいております。議員御指摘のように、まだまだ地域包括

ケアシステムの中で、いろんな生活のこの足の確保というのは大きな課題でありまして、そういう議論をさせていただいてますので、これが終わりではなくて、今後継続的に市民のための交通の確保の在り方というのをずっと追い求めて続けていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） はい、回答としては非常に不十分だと思っています。私、この議案第44号に反対してるわけではないですよ。反対はしていません、言っときますけど。

改めてこういうルートを作るためには、改めて言います。きちんと数値を出してください。見込みを時間がかかるとさっきおっしゃいました。公共交通機関にもこういう数値は出していないということだろうと思いますので、改めて今回のルート作成に当たって、杷木に対する、例えば人の入りの状況、どういうふうに想定しているのか。行政としてどう想定しているのか。バス停を変えることがどういうふうな人の動きに影響を与えるかということを中心に想像してください。

それから庁舎間バスについても同じことですので、その辺の資料をぜひ出していただきたいというふうに思いますので、その辺の資料だけの提出をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 乗降客と申しますか、今の乗り降りの関係の数値については実績としては把握しております。その分はちょっとまとめてまたお示ししたいと思います。

○議長（中野 義信君） 他にありませんでしょうか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

今回、杷木の西鉄バス停までだろうと思いますが、私が昨年度庁舎間バスなりうきはバスに、それから神杉野線に乗って利用者の声を聞いた中であったのが、1つは杷木まで伸ばして欲しいと、それからもう一つは、午前中を2本じゃなくて3本にして欲しい。それは病院に行くときに、やはり2本ではどうしても足りないからということ。それからゆめマートや耳納の里へも買い物に行けるようにして欲しいなということは一応生かされたのではないのかと思っております。しかし、先ほどの岩淵議員の質問にもありましたように、その利用者のアンケートをどれだけとられたのかなというふうに思っておりますので、利用者のアンケートについてお尋ねいたします。

それから2点目が、このルートを見た場合、先ほど言いましたゆめマートや耳納の里で、仮の話、吉井の方が買い物をした場合、ずーっとまた浮羽のほうに行ってしかルートがないような気がいたしますので、1回例えば西鉄吉井営業所のほうへ降りるなりすれば他の交通

機関との利便性が接続が良いと思いますが、他の公共機関、西鉄バスが中心になると思いますが、その他の接続についてどのような検討がなされたのかお尋ねいたします。

それから3点目は、今回は神杉野線が関係ないからということだろうと思いますが、いくつかの部分でダブっておりますが、それについては問題がないという理解でよろしいのでしょうか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、3点ほど竹永委員から御質問をいただきました。

利用者の声に、ある程度は添える分には添えたのかなという気はいたします。ただし、ルートですね。例えば西鉄への乗り入れというのは、基本的には乗り入れはできないんですね。ただ、今杷木のほうは西鉄のほうと交渉しておりまして、結論はまだいただいてないんですけども、できる限り杷木のバス停まで行けるようお願いしているところですが、他のところの西鉄関係については基本的にはできないものと考えております。

それから、私手元に資料持っておりませんが、直接そのバスに乗った方にお尋ねしたりというのはやってる話は聞いております。それから関係する自治協議会のほうにもいろいろお話しをさせていただいて、一定の御理解を得てきたところでございます。

それから神杉野線とダブるといというのは、バスの路線のことですか。これについては一応西鉄のほうの関係者も同席した公共交通会議で了承いただいておりますので、この分については問題ないと考えております。

それから、ちょっとゆめマートの例出されておりましたけれども、ルートを右回りと逆の左回りとそれぞれ作っております。なかなか便数が、ちょっとうきは市バスが1台で運行をしますもので、どうしてもこれは90分運行中に10分休憩とか、いろいろ厚生労働省のガイドラインに沿った対応も必要になってきますので、どうしても1日8便程度が限度になってきます。

そういう関係で細かい御要望にはちょっとお答えできませんですけども、なるべく利用者の要望に添えるように考えてきたところでございます。今後もそういったことで2年3年毎に見直しをしていきますので、またその時に反映を考えていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは、自分がどこで聞いたのかは、よくわからないのですが、接続を西鉄バス、JRは本数が少ないから仕方ないのかもしれませんが、そこまでいわゆる市営のバスが、例えば西鉄営業所までつなげれば、そこから西鉄バスの利用につながるので、西鉄バスにとっても決して不利益ではないような気がいたします。そういう意味で

の接続を考えているというのを行政視察の分だったかもしれませんがありませんがありました。それについては全くダメということなんでしょうか。

それから1台で運行ということですが、やはり病院行きのことを考えると、やはり午前中はあと1便なんとかならないのかなと思うんですが、その辺についての地域交通会議ですか、論議された内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 西鉄バスの接続の件につきましては、基本的に一般車両が入るのは許可ができないということと言われております。ただ、今回杷木の方は、今内部で検討していただいているところです。実は、朝倉市も以前申入れをしたんですけれども、その時できなかったということですが、若干、今検討の余地が出てきたのかなと思っております。それ以外の部分については、基本的には厳しい状況でございます。

それから確かに便数ですね。私もこれで十分とはいきれない部分はありますけれども、先ほど言いましたように、運転手さんの休息・休憩時間並びにバス1台で運行している限界がございますので、今回については、これで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市バスは業者は忘れましたが、1台で運行されていると思います。だから庁舎間バスは、たぶん自動車学校で1台の運行だと思っています。そういう現状からすると、1台での運行ということは、現状2台というか2車といいますか。それから後退してるような気がいたしますが、その点について、基本的に利用者というか市民の利便性を図ったと言えないではないかと思いますが、なぜ2台が1台になったのか教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） あくまでも市バスとしては、これまでも1台でございまして、庁舎間バスは別の事業になります。庁舎間バスは総務課の所管になりますのであれですけれども、企画財政課の所管のこの市バスについては、1台で現状どおりでやっていきたいと考えておるところでございます。

ただ、利便性の向上は確かに課題だと思っております。ただし最初のほうに申し上げましたように、民間事業者、西鉄とかタクシーの事業者の営業ですね、圧迫するレベルまでになってくると、今度は公共交通会議で了解が得られなくなってくる。その微妙な綱渡りでやってきている部分がございますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今ずっと話を伺ってございましたけれども、この全協できち



んと説明があったのかもしれませんが、全協はちょっと欠席をいたしておりましたので、伺いたいと思います。

当然バス路線の停留所、バス停を設置しなければなりませんので、陸運局、運輸局のほうに申請をしなければならない。その申請はしてると思いますがけれども、その申請して許可が得られておるのか。許可が得られるための条件として、杷木の西鉄バスの了解が必要なのか、その了解が取れなかったらどうするのか。またうきは市議会はいいいとしても、朝倉市議会が反対した場合はどうなるのか。

それと、当初予算に計上しちよったということですが、この区域外部分の停留所、そこの維持管理の予算はいらぬのか、いるならいくらぐらいなるのか。

それと、この庁舎間バスは、無料の庁舎間バスは廃止して吉井のほうをやるということですが、新たなバスの購入の予算はないごたるから、今までの庁舎間バスを、流川、吉井のほうに回すのか、そこの運行の委託先はどこになるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず運輸局の許可関係は、今度10月1日で更新になりますので、その分に向けて出して行く予定です。まだ許可とかは今から出すようになります。

それから西鉄バスの了解が前提なのかということですが、最終的にバス停が確定しないと運輸局の許可もできませんので、最終的には確定をさせてから正式な許可が出てくるのかなと思っております。

それから、朝倉市議会のほう、これはあんまり考えたくはありませんけれども、ぜひ御賛同をいただけるものと私どもは思っているところでございます。

それから予算についてはですね。先ほど言いましたように、市外の部分については、今協議がまだ終わってないので、もしそれでするようであれば、補正なりお願いするようになるかと思っております。当初予算は市内の部分をちよとしておりましたんで。

それからこれは私が答弁すべきかどうかわかりませんが、庁舎間バスは一応基本的に今回廃止をして、新たに購入は総務課の所管になりますけれども、そういった予定はないと聞いております。このバス路線につきましては、今のうきは市バス14人乗りを使って運行をしていきます。委託はですね、今浮羽観光バスのほうに委託をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（江藤 芳光君） 中身は付託にされるだろうと思っておりますので、しっかり今の御発言も踏まえて、私なりにいろいろお尋ねもしたいと思います。

山崎課長のほうがですね。この議案の説明の時に、自治法の第244条の3第1項の規定により議決を求めます、という発言でしたから、これは3項の間違えだと思いますが、その重箱の隅をつつく気持ちはありません。議事録にのってますから、はっきりそういったのを確認しましたからですね。

それから3ページの議案書、今までのこういう協定なり、議決事件第96条の、それから議会基本条例に基づく議決権、こういうものが、議案の中ではっきりいつもは条文の根拠に基づいて議決を求めるという文面が入ってるのに、今回は何にも路線を設置するというだけの議案書になってますからですね。今後ひとつ確認をお願いしときます。

これはどちらが議案上げるのか知りませんが、庶務のチェックもあるでしょうけど、以上でございます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） この第244条の3、これが中身が3項に分かれております。1項が協定を……（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 第240条の3項が先ほど言いましたように、1項で、関係地方公共団体との協議により区域外においても、関係地方公共団体との関係と協議により公の施設を設けることができるというのが第1項であります。これに基づいて、第3項で関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないということになっておりまして、そういうことで、第244条の3ということで議案のほうはさせていただいているところです。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと前の議決権のこと思い出しまして、議決を要する根拠を明確にして議決を求めるという文面が今回ないから、そして課長の発言。その重箱をつつくじゃないけど、第244条の3第1項の規定により議決を求めるものです。という説明があったから、そこは勘違いしてあるという言葉だと思うんだから、チェックをしとってくださいというだけの話です。録音されておるからですね。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 私のほうから少し補足をさせていただきます。

先ほど企画財政課長申しましたように、地方自治法の第240条の3には、第1項で関係普通地方公共団体、今回のケースでいきますと、朝倉市との協議を要することが書かれております。

そして議員がおっしゃるとおり、3項のほうに、関係普通地方公共団体、今回の場合、朝倉市も含む議会の議決が必要だということが定められておりますので、この議案の第44号に

関しましては、4ページのように、その朝倉市とこういった協議書を取り交わすということに対して議決を求めるような形にしておりますので、3ページの議案については第244条の3ということで、項を表記をせずにさせていただいたところでございます。このあたりについては再度また確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 岩淵議員の質問の答弁とちょっと重なる部分と思えますけれども、この地図を見た時に、吉井の江南のほうですね。ここがすっぽり抜けていると、もちろん市役所は新治なんで、それが江南だと言われればあれなんですけれども、私この地図を見ながら江南の方とちょっと話したんですけど、大いに不満があるというところで、そういう話を何でか聞いておってくれというところだったんです。課長の答弁にもありますように、これ民業を圧迫するのか、それとも乗り手が単にいないから、こういったルートになっているのか、私はやっぱりこれ住民の福祉の向上というところなんです。やはり、公平性がある程度保たれたところで、やっぱりルート設定していくべきではないかというふうに思います。そこら辺のところをお聞きしたいと思っております。自治会のほうとそういうふうにお話をされてやってるのか。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 佐藤議員のほうからの御質問です。

確かに江南地区はルートの的には今回対応できておりません。いくつか理由はありますけれども、1つは先ほど言いましたように、ある程度今回庁舎間バスのルートを踏襲してルート設定をしております。これは西鉄バスとか民間事業者にも一定の配慮をする必要があるから、まあそういうことであるべく庁舎間バスのルートを生かす方向で考えたところでございます。

それと江南地区につきましては、先ほどちょっと答弁の中に紹介しましたように、自治協議会のほうで移送支援の取組がされております。いろいろ地域の方に要望を調査して、そういう中で取組がされているところでございまして、そういった部分もちょっと市のほうのこのバスのほうを補完する意味で自治協議会のほうがやっていたいので、そこをお願いをするような格好になっております。

確かに全域がこうですね、隅々まで回れると一番いいのかなとは思いますが、実はこれ吉井町区域だいぶ前になりますけれども、バスの試行をやった時期もございまして。その時は非常に利用者が少なくて試験を止めてる経過もございまして。ただし、今は逆に免許を返納したとかですね。そういった困ってる方がいらっしやるので、そこを民間事業者と市バス、そして自治協議会、こういった3層構造で全体をなるべくカバーするというので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 分かりました。一応その自治協議会の会長のほうとはお話しをされているというところでよろしいですね。

それから、今地域包括ケアシステムの中の高齢者移送ですかね。そういったところの話も出ましたけども、これは江南に限らず、私が12月の一般質問でした中で、これはうきは市全域について今後検討を進めておりますということですがけれども、現状とこれからの見通しですね。うきは市全域の高齢者移送に対して、そこ辺をお聞かせ願えればと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今自治協議会では、江南地区をはじめとして福富地区、それから妹川地区、それから毎日とかじゃないんですけど、不定期ですけども御幸自治協議会とか小塩自治協議会もそういったいろんな送迎の支援をされております。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 提案というかですね。周知の意味を含めてですね。例えば地味なバスよりかはですね。このボディーペインティングていうか、こう注目を浴びるようなですね。そういった工夫を凝らしたらですね。こう皆さんの周知にもなるのかなというふうに思います。これは提案でございます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 一応ですね。次の議案の時に説明するつもりでしたけれども、今回料金体系、割引制度を導入して、市民への周知と、庁舎間バスも廃止しますので、1か月間無料で乗れる期間を作りたいと考えております。それで市民の方にも体験していただいてバスを利用していただくように、そういったことで考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（今村 一郎君） うきはバスについては、いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

これまでうきはバスについては、西鉄が撤退しました、山春・大石の路線をうきはバスとして継続して運行して参りました。これまで、ずっとその路線の方針だけでやってきたわけですがけれども、吉井地区については、庁舎間バス1本ということで、また地域の少子高齢化も含めて買い物であるとか病院であるとか、そういった要望が全体的に平坦部でも強く広がってきているという実態も聞いております。

そういう中で、先ほど企画財政課長のほうから説明がありましたように、いわゆる自治協における地域包括の取組として、地域の面的な対応として移送の支援サービス、そういったものが出てまいりました。

うきはバスにつきましては、どうしても面的なサービスになりますと、市内を網の目のように路線を組まなくてはいけないんですけども、主な施設を巡回する形で、そこに自治協が担当していただく地域のその移送サービスをうまく組み合わせることが、できればそういった連携をすることによってカバーができるのではないかとということも併せまして、今回これまでの方針を少し変えまして、吉井地区のほうに1本路線を作ったわけでございます。

民業圧迫の話が出ておりましたけれども、西鉄とも十分、毎回毎回この会議以外につきましてもですね、協議をしております、例えば西鉄バスが走る路線を縦断する場合、そのこの交差するところにバス停を作れば、そこで西鉄バスの久留米・吉井線が1日49本走っております。そのどこかに連携ができるのではないかと話もしております。ただ、同じ210の国道を並走して一緒に走るといのは、西鉄バスとしてはそこは配慮をお願いしたいというのがありますので、なるべくそういう重複は抜けたところで、クロスするところをいくつか作って、そこで乗り換えの連携ができればということも考えております。

まだまだ課題はたくさんあると思いますので、今回はこれまでどおり、前々のとおりの路線の更新ではなくて、ちょっと見直しをかけて吉井地区のほうにも路線を1つ伸ばしたというところがございますので、これから皆さんの御意見を聞きながら、もう少しまた充実した地域公共交通を考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ちょうど半になりましたので、45分まで休憩といたします。

13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 先ほど私が質問の中でですね。12番の櫛川議員がですね。ちゃちゃを入れるような発言をされたんですね、私は住民の代表としてですね、質問をしているつもりでございます。ここは厳重に注意をお願いいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） ちゃちゃを入れたじゃなくして、執行部が説明したことをもう1回聞くなと言うただけであって、それに対してにしゃ何ち言いよるとかち言うたじゃんか。こっちの方が暴言じゃろうもん。そっちのほうを取り上げたいと思います。

○議長（中野 義信君） それぞれ言い分があると思いますけれども、一応終わらせていただきたいと思います。

ここで、暫時休憩とします。10時45分より再開します。

午前10時30分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第45号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議案書5ページとなります。

議案第45号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年8月3日提出。うきは市長高木典雄。続いて、6ページをお開きください。

ここからは、新旧対照表こちらを使って説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、第5条、こちらのほうを現在「1乗車ごとに使用料200円を現金で」というところまでを、「別表に定めるところにより使用料を」に変更いたしまして、ただし書きを削除し、新たに別表を設けるものでございます。

議案書に戻りまして、別表を御覧ください。

今回基本額の200円は据え置きますが、小学生以下を無料としまして、新たに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、並びに運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている者につきましては、半額の100円にする改正を行います。

併せまして、これまでは1回200円という料金体系でしたけれども、今回新たに1か月のフリー乗車券を設けまして、先ほど言いました、障害者並びに運転免許返納者につきましては1か月1,000円、それ以外の方については2,000円の1か月間乗り放題のフリー乗車券を新たに設けます。

附則でございます。

この条例は、令和2年10月1日から施行する、ということです。ただし、経過措置としまして、先ほどもちょっと質問の中でお答えしましたように、別表の規定にかかわらず、令和2年10月1日から同月31日の間は無料とするという、お試し期間といえますか、キャンペーン期間を設けまして、1か月間は無料でご乗車できる期間を設けたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねいたします。

改めて第2条を加えて別表をつけてるということで、非常に良くなるんじゃないかなというふうに思いますけど、そこでお尋ねしたいんですけれども、今のうきは市バスですね、バリアフリー化の状況について確認をしたいと思います。具体的にはベビーカーとか車いす等が乗車できるような状態になっているのか。あるいは運転手はその辺の介助についてどういうふうなルールになっているのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今の市バスにつきましては、まず乗降のステップ。あちらにオートステップということで、ステップが下がってくる感じでございます。それと手すりでございます。

根本的なそういったバリアフリー対応、完璧にはできておりませんが、これ平成29年に車両購入したばかりでございますので、根本的な部分は、次回の買換えの時にやっていく必要があるのかなと思っております。それ以外でも何か対応できる分があれば、今後考えていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて今運行されているバスの状態の中で、バリアフリー化がどういう状態になっているかということだけは確認して、せっかくこういう障がい者を含めた割引をするということであれば、それを進めていくということは、地域にとっても大切なことだというふうに思いますので、ぜひスペースを確保したり、ベビーカーもそうですけれども、運行中に事故が起こらないようなスペースが必要になってくると思いますので、その辺のところを検討をぜひお願いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、この車両自体が福祉車両に近いオプションで最初対応しておりますので、大きく変えるというのはなかなか難しいかと思っております。

また先ほど言いましたように、次回の車両の買換えの時にはですね。より進んだ技術が出てくるかと思っておりますので、そこら付近で検討していきたいと思っております。議員のおっしゃることは十分肝に銘じて、今後もやれる範囲のことはやっていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この1か月フリー乗車券ということでございます。恐らく発行は運転手がされるのかなと思いますけれども、どのくらいの大きさなのか。それと1か月フリー乗車券でございますので、1日に発行すればその月末ということはわかるんですけども、例えば8月5日に発行した場合、その1か月間というのは9月4日までになるのか。それとも8月になるのか、そこをお願いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 櫛川議員からの御質問です。

まずフリー乗車券の大きさですけれども、大体財布に入るぐらいの大きさを今のところ考えておるところでございます。それから期間ですけれども、これはですね、月単位で1日から月末までにしたいと考えております。途中で買われた場合は逆にメリットがない場合がありますけれども、そこは割り切らないと運転手のほうも対応がなかなか厳しくなりますので、月単位で考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） バスは従来のバスを使用するというのですが、佐藤議員のほうからまあ少しカラフルなバスにという提案もされておりましたけれども、ここに障がい者の方1回につき100円とか免許を返納した方に対して1回100円とかという料金設定になっておりますけど、決まった場所に期間限定の広告とか入れるようなことができるのかどうかわかりませんが、そういうのをする予定があるのか、そういうので少し収入があればこういう方の料金も少し抑えられるのかな、無料にされるのかなということを思いましたが、その件についてお伺いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 上野議員さんからの御提案ですけども、車内なり車外への広告とかそういった部分だろうと思います。それについては今後検討させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（中野 義信君） 次に、議案第42号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出の方から項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき質疑に入りたいと思います。なお財源組替えにつきましては質疑のみを行います。



まず予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 補正予算書1ページをお開きください。

議案第42号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

議案第42号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ187億3,433万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年8月3日提出。うきは市長高木典雄。

今回ちょっと特別な予算になっておりますので、若干説明をさせていただきます。

令和2年度当初予算は6月の市長選挙を控えた骨格予算となっておりました。今回は、その肉づけとなる予算となります。当初予算査定時に約8億7,110万円の投資的事業、政策的事業、予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、緊急性の低い事業を中心に見直しを行い、1億5,236万円を減額し、肉づけ予算としては7億1,874万円を計上しているところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策のうきは市の独自支援策第3弾分として、1億9,656万円。そのほか国の補正予算によるひとり親世帯への臨時特別給付金3,764万円。その他の予算5,221万。合計で10億515万円の補正予算を計上させていただいているところでございます。

今回、歳入面では特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして国の第2次補正予算成立により、うきは市に対して、1点目は家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として1億5,172万1,000円。2点目に新しい様式を踏まえた地域経済活性化等への対応分として3億3,882万6,000円。合計で4億9,054万7,000円の限度額が示されました。

今回の第2次補正につきましては、当面の感染症対策より今後を見据えた地域経済の回復やコロナ禍にあっても、持続可能な強靱かつ自立的な地域経済構築に重点を置いた配分となっております。以前、配分を受けておりました分と合わせますと、合計で6億5,004万2,000円となります。今回の補正予算を含めまして事業費として、このうち4億8,0

07万1,000円を充当しているところでございます。

それでは、もう一度予算書のほうに戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。次の3件を追加しております。

1件目は、行政情報システム構築費、いわゆる自治体クラウドシステム関係でございます。5年に1度の更新時期を迎え、令和2年度から7年度まで限度額6億6,373万5,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

2件目、3件目は高見団地の建て替え工事関係でございます。令和2年度から3年度まで限度額として監理業務委託料497万4,000円、建替工事費3億円をそれぞれ設定するものでございます。

次に、第3表地方債補正です。追加分として、公営住宅建設事業高見団地建て替え工事分関係になります。2億7,210万円を計上しております。起債の方法、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて8ページをお開きください。変更分として6件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最初に、合併特例事業で4,410万円を増額して、限度額を1億7,270万円とするものでございます。

次に、一般補助施設整備等事業で1,610万円を増額して、限度額を6,090万円とするものです。

次に、緊急防災・減災事業で3,980万円を増額して、限度額を4,760万円とするものです。

次に、辺地対策事業で2,650万円を増額して、限度額を4,000万円とするものです。

次に、公共施設等適正管理推進事業で2,700万円を増額して、限度額を6,300万円とするものです。

次に、緊急自然災害防止対策事業で2,000万円を増額して、限度額を6,000万円とするものです。増減の内容につきましては、歳入22款市債のほうで説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

3ページ10番、繰入金が5,300万の減額になっておりますが、その点についての説

明をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 後で歳入のほうで説明をしたいと思いますが、議案書の17ページですね。こちらのほうを見ていただきますと、すみません、竹永議員、中身は後のほうで説明させていただきます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ。

7ページの債務負担行為補正の分で行政情報システム構築費ということで5年毎に更新されると。私ちょっと知りませんので、この5年毎に6億云々、毎年5年毎にかかるて認識すればいいのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） システムの中身については、その年によって変わってきますので、金額も変更になってくるんですけども、5年前にも債務負担行為額としては、6億3,720万円の債務負担の限度額を設定をさせていただいております。大体このぐらいの金額が必要になってくる。あくまでも5年間の限度額として必要になってくるということで御理解をしていただければと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 7ページの債務負担行為の補正についてお尋ねをします。

今もありましたけれども、限度額5年間で6億6,300万ということですが、本予算のほうはこれとは別の関係なんで、全体的なところクラウドシステムの更新になると思うんですけど、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

資料で全員協議会の時に資料いただいております。その内容確認しながら見させていただいたんですけども、全国的にはまだまだクラウド化が進んでない現状があるかと思えます。今うきは市について言えば、毎年人口が400人から500人程度減少しております。そういう意味で、クラウド化によって予算数値そのものが非常に上がってきている実態があると思うんですね。具体的にはシステム使用料という形で上がっているわけですが、この間、今年度の予算でも1億3,200万円の使用料を見込んでいるということになります。その前は、当然クラウドの使用料というのはなかったわけですが、全体で言えば総務費の11目で電子計算処理費というのが上がっております。

そういったのを見ていくと、総額で27年度クラウド化が始まっていない前は、1億3,900万全体でありましたけれども、今年度予算で2億3,600万まで上がってます。さっきそういうふうに言いましたけれども、うきは市の人口がそういう意味で減ってきている

ことで、クラウド化そのものはコスト圧縮に必ずしも結んでいないということです。説明書には、最後の資料のところでもコスト圧縮じゃなくて、どちらかといったらコストが上がってきているという実態も実を言うと説明書であるんですね。

要は、今年から発生するその説明の中で、4ページに書いてあった福祉総合システムと国保標準処理システムと書いてありました。これは実際に債務負担行為の中に入っているのかどうかわかんないんですけれど、この辺の扱って今年から発生するかどうか。あるいは、来年から実際に発生するかどうか、その辺のところを少し目的も含めてお尋ねしたいと。意味が分からなかったなので、それを確認したいというのが1点目。

それから、今現在、債務負担行為で今年度にも予算計上されてますけれども、保険情報システム構築費というのがありましたよね。これが限度額で2,086万ほど今年度予算に計上されております。同様に令和2年から5年という、たしかそういう計画だったと思うんですけれども、実際にまだ予算計上はされていません。それ自体はこれとの関わりを含めてどういうふうに動きがあるのかは確認したいと思います。それが2点目。

それから、今現在6億6,373万ということで、単純にこれを割る5年間で計算すれば1億3,000万ほどになるのかなと思うんですけれども、要はさっき言いましたように使用料算定の内訳ってわかる資料があるもんか確認をしたいと思います。クラウド化に伴って、例えばこの間も国の政策だとかいろいろあって、システム開発費ってその都度予算に計上されていくんですね。このクラウド化が個別クラウド化も含めて全体で次期システムのところでは一緒にやりますよ、というふうになってるんですけれども、そういう開発費や改修費や保守点検にかかる費用は、結構予算の中に何百万、数百万単位で出てくるんですけれども、そういったのは費用削減にはならないのかどうか、確認をしたい。

それと、このクラウド化の中でずっとこの間増えているのが、負担金というのかな、になりますけれども、これはマイナンバーカードとの関係もあるだろうと思いますけれども、情報システム機構のお金だとか支払いだとか、それから県のセキュリティ協議会、これについてもこの間最初のところは、平成29年のところは情報システム機構のところは200万弱ぐらいで、県セキュリティ協議会のほうは600万だったものが、今年度予算について見れば600万と700万を超える金額になっているんですね。この負担金も結構高いお金がだんだん増えていくんですけど、今後その辺はどういうふうに見込んでるのか、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 的確なお答えができるかどうか、あまり自信がないんですが、

まず1点目は、決してコスト圧縮に結びついてないんじゃないかというお話だと思うんですけど、うきは市の場合は7つの市、町でクラウドを共同利用しているということで、そのこと自体は単独でやるよりも必ずコスト削減につながっていると思います。

ただし、やはりシステム化の進行というのが著しいものがありまして、次から次に新たなものをシステム化してそれが加わっていくということになりますので、情報システムに関する予算というのが、年々増大してるというのは間違いない事実であろうかというふうに、私も認識をしております。

それから、国保の処理システムに関しての御質問に関しては、国保に関しては今までクラウドの中の1つのメニューとして、やっておったものを逆に除外するような形をとっておりますけれども、これは国民健康保険については国が主導して提供をします、標準事務処理システムを導入をすることによって、全国すべての自治体が給付事務の共通化を進めていくということで、そのような取扱いをすることになっております。

そのために、これに伴うシステム導入には3,000万ほどの国保特別調整交付金も交付を受けることができることになっておりまして、できればこういう形でいろんな業務が、全国統一でなされていくことが、私たちのような小規模な自治体にとっては、非常にありがたいことにつながっていくのではないかなというふうにも思っているところです。

それから、国保情報構築費の御質問があったんですけども、こちらクラウドとは別の話になってまいるところでございます。具体的な内容について、御答弁をすることが申し訳ないんですけどできません。使用料の算定内訳の資料ということですが、現行の数値を参考にあくまでも限度額ということで、今数字を上げさせていただいておりますので、内訳を出すことは可能なんですけれども、あまりその意味がないという申し訳ないんですけども、必要であれば作らせていただきたいと思っております。

それから、開発費、改修費等の削減につながっていないのではということなんですけれども、確かにほんとに年号が変わるだけで、いくらという形で改修費がかかってくるようなことになっておりますが、今回取り入れていく次のクラウドシステムについては、そういった費用がかからないような、全くかからないわけではないんですけども、そういった改修費用が少なく済むような形でシステムの構築を図っていきたいということで、検討しているところでございます。

それから、マイナンバーカードの関係等で機構であるとか、情報セキュリティ協議会の負担金が増えていることで、これも最初にお話したように、いろんな分野でシステム化ということが進行する中で、そういった負担金の増も避けられない部分があるということで、できるだけその削減には今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議長（5番 岩淵 和明君） そういう意味で言うと、全体として、確かにクラウド化、いろんな国自体がこういう施策を進めてきているという関係の中で、どうしても単独で開発あるいは運用するには、人、物、金というものがかかるので、それを共有化して情報を一本化して、そして大事なのは、応用性が利くということなんだろうと。クラウドという意味で言うとですね。

本来そのシステムにあったものを構築だけじゃなくて、それぞれの地方自治体が住民が違うわけですね。住民がそれぞれいるわけで、その住民の事情によって必要なデータというのが取れるというのがクラウド化の一番の大きなポイント。

クラウド化を進めるに当たって、国が進めている社会を目指すところの中に書いてあったことだと思いますので、非常に重要なことだと思ってます。だからコストだけの問題じゃなくて、それと差し替えに、自分たちはどういうものが情報提供データとして蓄積できたのか、ということが大事だと思っています。そういう時点では望んでほしいと思っております。

それとお答えの中で、さっき国保の話は出てましたけれども、福祉総合システムとここに書いてある。これはどういった意味なのかというのがわからないのと、これもちょっと調べてないのでわからないんですけど、それとさっき国保情報システムとおっしゃったんですけども、保険情報システム構築費ということだろうと思います。要するに、たぶんマイナンバーカードとの関係も色濃いのかなと思うんですけども、要は、健康データがきちんとカード化で管理できるというような話なのかなと、ちょっと思いながらも見たんですけど、その辺の総合的な中身がね、今構築しようとしている中身をほんとに知っているのかどうかという。それだけのお金がかかっているんですよ。相当な額がかかっているんですけども、その一つ一つについて、うきは市民に本来交付されるお金がそういうものに使うということなんで、その実態をやっぱりきちんとコントロールしていかないといけないと思いますので、一つ一つの中身をきちんと把握して欲しいと思います。今回は、直接的には次期クラウド全体の6億6,000万の話とはちょっと別の話ですけど、その中の1つになっているんで、その辺の中身をきちんと確認してほしいと思います。

内訳については必要であればということですけども、6億の債務負担行為をするわけですね。それは必要だと私は思うのはおかしいのかな。単年度毎に、さっき言いましたように割っていけば、1億3,000万ですよ。それを債務負担行為するわけです。

確かに、予算計上まだされてないから審議するには値にならないかもしれないけれど、いずれにしても年度予算のところで出てくるとは思いますけれども、その5年先の話までする

わけですので、債務負担行為として出てくるお金については、きちんと議論する筋合いがあるのではないかと私は思います。そういう意味で資料は必要だと思います。

それから、システムどんどん新しい物が出てくると、その開発にかかるお金が削減できる、今回もある程度削減出来る中身を示されています。でも相対としては、最終的に2, 3000万ですね、2, 300万が従来よりは上がりますよと言っている訳です。明らかに、そういったことが、何と何が削減出来るのかも含めて、さっき言った人口比でたぶんシステム使用料というのは出てくるのかなと思ったりもするんで、さっき人口の話もしましたが、そういったのも活かしているのかなと、もともと何かそんなところが費用削減、もっと具体的に示したほうがいいのではないかと私は思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

全体としてちょっとあまり言いたかったことをきちっとバシッと見えなかったけれども、要はだいぶ高いよなど。どういうふうにしたらコストが削減できるのかなというところ。新しいシステムがいっぱい来るんだけど、これでいいのかどうかと若干疑問に思っているということを述べたいと思って発言しました。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） はい、ありがとうございました。

まず1点目のシステムのそれぞれの自治体に応じた応用性の観点の御質問があったんですけども、今からはどちらかといいますとシステムを標準化して、業務をその標準化に合わせていくっていう方向をとっていくような形で進んでいくんだろうと思います。これまでも、それぞれのシステムでうきは市独自のカスタマイズっていう形でいろんな費用が発生してありました。そのために何かシステムを扱うにしても、自治体単独ごとに改修するというところで、高額な費用が発生するというような部分もありましたので、これからはそういったシステムも標準化して業務をそこに合わせていくということが、必要になってくるんだろうというふうに考えております。

それから、それぞれその一つ一つの中身を把握してやってほしいということで、クラウドシステムとしていろんな基幹系のシステムが入ってまいりますけども、これは主に担当の係長なんですけれども、係長集まって全体でのシステムの話もやっていきますし、メニューごとの個別の協議もやっていながら最適なシステム導入を図っていきたいと考えております。

それから最終的に2, 300万円ほどの増になっているという点では、確かにおっしゃるとおりでございます。ただその中には電子決裁であるとか、庶務、事務、人事評価といった

新たなシステム化を追加をすることで発生したのもございますので、そういったものが分かるように、先ほどありました資料の提出については、資料を作成して提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点だけ思うのは、I P K内部情報システムで、一番最後に書いてますけど、いわゆる内部情報ソリューションと言われる部分ですね。さっき私はクラウド化の考え方について別に反対しているわけではないんですけど、クラウド化によって得た情報分析力をどう生かすかというのは行政にとって非常に大事な点だと理解しています。

そういう意味では、ここに書かれているのは2, 345万2, 000円の増と算定できると書いています。現行より費用は増額するが、I P K内部情報システムの機能追加によってということなんです。機能を追加するI P Kという、要するにクラウド化によって得られるデータの中から引き出しできれば、できるものがあるということですね。

要は、内部で使える情報があるということは、要は高い税金使ってやっているわけですので、それぞれの地域における住民の生活のスタイルというか構造が違ってくるわけですね。そこをどう掴むかが、実は標準化は標準化でいいんですけど、業務の標準化はあるんですけど、それをどう分析するか、分析力が大事だというふうに思うんですね。そのためにI P Kを使うということはより一層重要になっていると、私は強調したいと思っております。そういう認識でいます。認識が間違ったら御指摘いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 資料の一番最後にあります、I P K内部情報システムの機能追加というのは、あくまでも市役所内部の業務に関してでございます、それが先ほど申し上げた電子決裁であるとか、庶務、人事といった部分になります。大規模な自治体であれば、そういったものをシステム化することによって、人件費を丸々1人分削減したりといったことが可能かもしれませんが、なかなか私たちどもの小規模の自治体では、それによって1人の人件費を削減するまでにはいかないというのが実情ではないかというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃられているような経費節減ということも、そのシステム化の中には含まれてくるべきものだというふうに思っておりますので、そういった点にも十分配慮しながら今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか、9番、上野議員。



○議員（9番 上野 恭子君） 関連でございます。

確かにシステム化することで経費がたかさんいるなという考えを私もしておりましたけれども、これに関しては私なりの分析ですけれども、2040年、60年と人口が半分くらいになるというようなこともうわさされている中で、やはり人手不足、人手不足解消というのも考えの中にあるのではないかと感じておりますが、その件は担当としてどのように感じているらっしゃるか。

あくまで経費節減ばかりではなく、今後来るであろう人手不足に対応していくためのシステム化ということも考えているのではなかろうかと思えますけど、その件をどのように感じているかをお願いします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） はい、ありがとうございます。

総務省が公表しております、自治体戦略2040構想研究会、こちらの報告書によりますと人口減少、それから高齢化社会、そして生産年齢人口の減少ということで、今ある自治体は現在の半分ぐらいの職員で自治体運営を賄っていかないといけなくなるというようなことも言われているような状況です。そういった中には必ずシステム化というのが必要で、それは議員おっしゃるように人手不足を解消するための対応であるというふうに認識をしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1点目は、先日全員協議会で配られた資料の部分で、次期クラウドシステムの中にと別個に個別クラウドシステムということで、戸籍管理、電子レセプト管理、土木積算、健康管理、課税申告支援、福岡県自治体情報セキュリティクラウドというのがありますが、結局これは次期クラウドシステムには入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

2点目、いただいた資料の1ページ目の白抜きの文字の部分が増加分と言われましたが、その中で水道使用料というのがあります。また配られた資料の4ページに次期システムの中で上から2番目に水道システム加算分というのがありますが、これは小石原川ダムに係る水道手数料という理解でいいのか。違うのであれば、どのような水道使用料なのか、教えていただきたいと思えます。

以上2点です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 最初に質問がありました、個別のクラウドシステムに計上している分なんですけれども、これは次期クラウドシステムというのは、1つの行政システムとい

うメーカーを通して運営をしておりますけれども、それ以外の部分で運営をしているメニューということで、これは今回もというか、次期についても個別で行っていかざるを得ない部分というふうになっております。

それから水道使用料に関しては、現在の簡易水道のためのシステムということになっております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目の個別クラウドシステムが、先ほど読み上げましたように6つほどあるわけですが、これに対して一本化される見通しというのはあるのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 一本化という意味が申し訳ないんですけど、理解できないんですが、それぞれの農家台帳なり戸籍管理なり土木積算なり、それぞれのメーカーが独自に開発をしているものをうきは市が利用させていただくという形になっております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと具体的なところから確認させてください。

今は債務負担行為のことが議論になってると思います。先ほど総務課長が今のクラウドシステム限度額が6億6,373万5,000円という金額が上がっております。これを5年間で割ると1億3,000万云々という答弁がありましたけれども、今年度の当初予算に使用料手数料で1億3,296万8,000円という金額がありますんですね。これを当然プラスされての金額が必要だろうと初歩的な確認ですけれども、年間が5年間でこの債務負担行為の金額ということに答弁がありましたけれども、今年度の当初に1億3,296万6,000円が計上されております。当然これは合体するんでしょ。

それともう一つは、その下の高見団地の関係で工事費が3億円。今回の補正予算で4億5,000万が上がっておりますが、合わせて7億5,000万になるという理解でよろしいと思うんですけれども、それも確認のために申し上げました。その辺も理解がされていない方がいらっしゃいますが、後でお願いします。

今クラウドの話が出ていますけれども、議会のほうもまだタブレットの話まで現実化していないような現実なんです。今の段階の認識は、やはりこういうクラウド化で機種合うところ、そういうところが一体になってあるというのが、現実だと思うんですけど、今日、高木市長お見えでございますので、今年の5月10日の西日本に大きく出てました。このコロナに関しての市長の今日の基本方針といいますか。3期目になられて国が進めるデジタル化ということを大きく語っておられます。ここは新聞の切り抜きをたまたま持っている

んですけれども、自治体事務進む自動化、まあ福祉関係が中心ですけれども、いわゆるRPA、ロボティックプロセスオートメーションということは当然御承知の方も多いと思うんですけれど、とにかく事務量を職員の負担を減らして、うきは市はこれだけ職員数が少ない中で頑張っていていただけてますけど、本当の仕事させるとなれば、やはりこういうものを早期に進めてやるべきだという認識なんですけど、やはりあと5年後という数字を見るとクラウドは途中で抜けられるのかなという、そういう話が5年間で進むとも思えませんけどもね。これは簡単に抜けられるのかを総務課長2回目に答えてください。

3番目に市長のデジタル化というのはどういう認識を持っているのか。今後の議会のほうにも、その後ちょっとアバウトでいいですけど、語っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） まず最初の債務負担行為の限度額についてでございます。

行政情報システム構築費として6億6,373万5,000円を計上しております。この費用については令和3年度から令和7年度までの5か年間、3、4、5、6、7の5か年間にかかる費用の限度額ということになりますので、期間を令和2年度からに定めておりますのは、今年度中に契約の関係を進めていくことが必要になりますので、債務負担行為で限度額を定めた上で契約事務を進めていくという内容になっております。

それから、次期クラウドシステム5年間の想定で費用も積算しますし、7市町との協議を進めていくところになりますので、これを途中で抜けるということは不可能であるというふうに思っておりますし、7市町だけでなく、これが広がって、できれば福岡県全体で取りまとめてやっていけるようなシステムになるとより好ましいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回のコロナ禍にあって、特に行政分野のデジタル化、オンライン化のうねが、大きな社会問題になって、今後デジタル化というのは避けて通れないとこのように思っております。

そういう中、先ほど総務課長のほうから答弁にありましたように、今我々はこのRPA、特に行政の手続きの簡素化とか迅速化、これに取り組むのが一番重要な課題なんですけど、そのための大きな課題というのは我々の手続きの標準化というのをしっかりしないとまずい。自治体ごとでバラバラということもあって、なかなかデジタル化の妨げになっているという話があります。

そういう中で、今日の新聞にも大きく報道されておりましたが、次期通常国会にそういう手続きの統一化というか、様式の統一化等を法案化するという話が出ておりますので、そういう流れに遅れることなく、うきは市においてもこのデジタル化しっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 私のほうから人件費の補正について説明をさせていただきます。補正予算書の37ページをお開き願います。

会計年度任用職員の給与費明細書に変更がございます。変更の要因は、7款1項4目公園費に計上しておりましたプール監視人の減額と、10款2項1目小学校費の学校管理費及び10款3項1目中学校費の学校管理費に新たに計上いたします、学習支援員とスクールサポートスタッフの増によるものでございます。職員数は4人減の18人増で、差引き14人の増。報酬の額は104万9,000円の減と842万4,000円の増で、差引き737万5,000円の増になっておるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

給与等の質疑に対して、それぞれの担当課による款項毎の説明の後、質疑の際にお願いをしたいと思っております。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。

総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 補正予算書の20ページになります。

2款1項5目庁舎管理費。500万円の増額補正になります。当初予算で総務課分といたしまして一旦500万円を計上させていただいておりましたが、今後水中ポンプの取替え工事等が必要で、予算の不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 同じく6目財産管理費、補正額200万円。解体工事費の200万となっております。場所は、本町信号まあぼやのところから南に入ったところに、円能寺というお寺があります。そこからさらに西側に隣ですけれども、竹永児童遊園というところがございます。その敷地内に現在数年前まで11区の集会場として使われていた建物がありますが、建築後80年以上経過して老朽化が非常に進んでいるため、地元から解体の要望が出てきたため、今後の安全面を考慮して解体工事を行うものでございます。

続いて、7目財政調整基金費、補正額104万円。こちらにつきましては、佐藤歯科の佐藤先生から100万円と、もう一人は匿名の方でございます、から4万円それぞれ寄附金をいただいております。全額地域振興基金に積み立て、今後のコロナ対策に活用させていただくものでございます。

以上です。

○総務課長（中野昭一郎君） 2款1項11目電子計算処理費、52万の増額補正になります。

ウェブ会議に対応するため、タブレット型パソコン及び通信機器各2台を購入をする予算になります。新型コロナウイルス感染症にかかる臨時交付金を活用するものでございます。

以上です。

○男女共同参画推進室長（石井 孝幸君） 男女共同参画推進室の石井でございます。

同じく12目男女共同参画推進費の8節報償費、36万円の減額補正です。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種講座が中止となるための減額ということです。

続きまして、市民協働推進課の分です。

14目地域コミュニティ推進費の15節工事請負費、1,822万7,000円を計上しております。これは田籠、大石、御幸、それぞれのコミュニティセンターのトイレを改修するもので、具体的には、男女兼用のトイレを男女別に分けることと、和式から洋式への変更など、利用者など利便性の向上を図るものです。

次に、18節備品購入費252万5,000円を計上しております。これは一般社団法人自治総合センターによる、宝くじ社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業に申請しておりました、補助上限額250万円額が認められたためです。今年度は、大石地区自治協議会管内の公民館の備品を整備し、コミュニティ活動の維持活性化を図ることとしております。

以上です。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課です。

2款1項16目地方創生推進費13節委託料、旧姫治小学校トイレ改修工事費に係る設計監理委託料240万円。15節工事請負費、旧姫治小学校トイレ改修工事費2,980万円。計3,220万の増額補正でございます。

旧姫治小学校の活用につきましては、今年度6月議会においてオートキャンプ場簡易宿泊施設等による活用を提案した事業者に対して、無償貸付をすることの議決をいただいたところです。貸付に当たっては、市においてトイレ改修及び浄化槽設置を行うこととしており、子供用から大人用へのトイレ改修と浄化槽設置を行います。そのための設計監理費と改修工事費を補正予算として計上するものでございます。

説明は以上です。

○保健課長（原 廣正君） 続きまして、17目新型コロナウイルス感染症対策費、需用費、消耗品費3,322万3,000円のうち3,000万が保健課の予算計上分でございます。内容は新型コロナウイルスの秋以降の感染拡大に備え、マスク、消毒液等の防護用品を購入するものでございます。

以上です。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課です。

同じく11節需用費の残り322万3,000円を消防防災係で計上しております。自主避難所等に、体温計や消毒セットなどを含む救急セットを配備するものです。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

12節役務費、通信運搬費、口座振込手数料につきまして、3万3,000円の増額補正でございます。19節の臨時特別出産応援金についての口座振込手数料及び出産支援金支払通知に伴うものでございます。

以上でございます。

○男女共同参画推進室長（石井 孝幸君） 続きまして、男女共同参画推進室の分です。

18節備品購入費として、14万1,000円を計上しております。今年度から女性相談員を配置しておりますが、オンラインで相談ができるよう環境を整備するもので、カメラ付のノートパソコンを購入するものです。

次に、19節負担金、補助及び交付金です。学業継続支援事業給付金として790万円を計上しております。独り親家庭で高校生以上の学生がいる世帯を支援するもので、高校生1人当たり5万円を、大学や高等専門学校などに在籍する学生1人当たり10万円を扶養者に給付するものです。

以上でございます。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

同じく19節負担金、補助及び交付金でございます。臨時特別出産応援金1,650万円の増額補正でございます。国の特別定額給付金が4月28日以降に生まれた新生児に支給されないことに対応するため、同学年となる新生児に臨時特別出産金10万円を給付するものでございます。対象は令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれでございます。

以上です。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課です。

同じく19節負担金、補助及び交付金、新しい生活様式を用いた観光客誘致による地域産業支援事業補助金110万円の増額補正でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光需要の低迷により、甚大な影響を受けている市内の観光関連事業者の支援を

速やかに行うことを目的としています。

コロナ禍がもたらす社会情勢の変化において、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方に関する認識が広まり求められております。そのような新しい働き方が観光業等の地域産業の支援に結びつくものとして、具体的にはうきは市外に居住し、うきは市以外で働いている者が、仕事と観光を目的にうきは市内を訪れ仕事を行い、うきは市内の旅館等に宿泊し、うきはの豊富な地域資源と良好な環境の下で観光や余暇活動を行いながら滞在する際の経費の一部に対して補助金を交付するものであり、今回補正予算を計上するものです。

説明は以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 同じく19節です。うきはブランド推進課でございます。

移動スーパー参入促進費補助金150万円です。買い物による3密を避けるため、また新型コロナウイルス感染を恐れて買い物が困難となっている状況を改善するため、移動スーパー、つまり移動販売者の導入を促進していくものです。

この事業は福岡県補助事業と連動するもので、福岡県が3分の1の補助、うきは市が3分の1の補助で行います。参入者1件を想定しているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課でございます。

同じく19節、1番下になります。製材品等流通対策事業費補助金でございます。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、出荷量が著しく減少しております製材業を支援するため、製品出荷に係る運賃費を助成するものでございます。上限を月額10万円、最大6か月で補助率を2分の1を予定をしております。

説明は以上です。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 21ページになります。

交通事業者等感染拡大防止対策支援金、補正額200万円でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止等、新しい生活様式に対応した環境整備。具体的には物品の購入なり改修なり整備関係ですけれども、こういったものを行う交通事業者に対して支援を行うものでございまして、観光バスについては1台当たり最大5万円。タクシーについては1台当たり最大2万円。レンタカーについては1台当たり最大1万円を、それぞれ支援するものでございます。

以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課でございます。

19節うきは宿泊・日帰り旅行助成補助金、3,000万円です。新型コロナウイルス感

感染症により激減した観光客を取り戻し、アフターコロナ、現在ウイズコロナでしょうが、ウイズコロナにおけるV字回復を目指して、市内の旅館やホテルへの宿泊客や日帰り旅行者に半額以下の範囲で助成するものです。5,000円以上から10,000円未満の宿泊日帰り旅行は2,500円、1万円以上の宿泊旅行は5,000円を助成することとなります。

以上でございます。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課です。

小中学校給食支援金2,954万7,000円の増額補正です。今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内小・中学校を3月から5月にかけて臨時休校し、また学習の遅れを取り戻すため夏休みを短縮しておりますが、その間の子育て世帯の家庭での経済的負担を軽減するため、3か月分の給食費相当の支援を行うものでございます。

○福祉社事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

保育施設等従事者応援金800万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスの影響により、新しい保育環境が求められ厳しい労働環境に置かれている保育施設、幼稚園施設従事者や放課後児童クラブ従事者を応援するため、1人当たり3万円を応援金として支給するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

節毎にいろいろ担当が違うもんですから、一応ここで質疑に入りたいと思います。ありましたらお願いいたします。

〔休憩しましょう〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） ここで休憩をとりました後に質疑を行うということで、暫時休憩とします。13時15分より再開します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時14分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

2款1項につきまして、それぞれ担当課長のほうで説明は終わりましたけれども、今から質疑に入らせていただきます。2款1項につきまして、質疑ある方はお願いをいたします。

5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 一つ一つの歳出予算について、ちょっと一旦置いて、2款1項だけじゃなくてですね。全体的なことについてお尋ねをしたいと思っております。

それは、施策的課題と思っているんですけども、今回臨時議会に出されている補正予算



第4号ということですがけれども、全体見るとですね、肉づけ予算ということになってるわけでしょうけれども、特にコロナ対策関係のところについて、大きな比重を占めてるものですから、そこについてお尋ねをしたいと、できれば市長のほうにお尋ねをしたいと思っております。中身はですね、今回改めて出されてる中で、現状コロナ対策について、国の臨時交付金も含めていろいろ出されてるわけですがけれども、今どういう認識をされてるのかをお尋ねしたいと思っております。コロナ感染の拡大状況について、どういう認識を市長が思っておられるのか、お尋ねしたいというのが1点。

それから2点目に、今回それがあって、それぞれのところには予算出てます。これは何に基づいているのか、よく理解できていないというのが現状です。

それは、前も全員協議会の時に申し上げましたけれども、感染対策防止策という問題。それから、国が直接あるいは間接予算で給付するやつ。そして経済対策というふうな、これは私が勝手に整理したやつですから、必ずしもそうあたらないと思いますけど、その辺のところの組立てをどう考えているのかを方針を示してほしいと。

要は、今の現状認識がどういうふうにあるかによって、その方針が組立てが変わってくるし、それと予算の組立て方も変わってくるだろうと、当然思うわけですがけれども。そこはなんでそういうふうに言ってるかと言いますと、一つは感染防止策についてマスク等の需用費関係で3,300万。これは、保健課及び共同推進室ということになってるわけですがけれども、それ以外にも学校関係でも消耗品として需用費の中に入れてると思います。空気清浄機の話も含めて計画として出ております。

そういった総額が、私が勝手に集計したやつですけど、約4,990万。給付関係が高校・大学関係のところ、学業継続事業それから特別出産応援金。それから小・中学校の給食費の支援金とかあります。これが5,300万。

国からは、一方、独り親に対する給付金というのが3,500万ですね。それ以外にも学校支援員。実際には、小・中学校では18名。それから図書館の新刊購入費だとか出てます。ちょっとそれがどういう位置づけするかということは、わからないところがありますけれども、それが感染防止策等給付金になってます。

そして、一方V字回復、経済対策というのがあると思います。これも複数課にわたって出されてまして、農業、林業それからブランド推進、そして、さっき都市計画準備課からも出されてます。それが5,460万ぐらいあるわけですね。

一方、今回の地方創生臨時交付金については、まだ執行残というか、今後、引き続き検討していくことになるかと思っておりますけど、そういった額も示されております。要は、特定財源の残額が1億7,600万あるというふうに向ってます。

そういった全体をどういうふうにコントロールしていこうとしてるのが見えてない。先日閉会中の調査という形で閉会中のお伺いということで、調べさせていただきましたけれども、それぞれの課でコロナ対策に対する方針というのが、ないということが実態で分かりました。ないという言い方は失礼かもしれませんが。

感染当時3月、4月の当時までは、要するに突然やってきたというわけじゃないだろうけど、そういう意味ではドタバタしただろうと思います。改めて7月の17日以降、改めてうきは市でも感染者が発生したわけですけども、そういったところへの方針、どういう形で、安全、安心を確保していくのかということの方針が全体で図られているのかどうかということがよくわからないので、御説明いただけたらありがたいなというふうに思っています。

それから最後に、臨時交付金の残もありますけれども、実は5月17日に国で決まった第2次補正予算というのがあります。これは30兆円ぐらいあって、それぞれ直接及び間接の交付金措置として出されています。その辺のところは実を言うとあまり出ていない。財源を調べたら、そこに関する予算というのがあまり出ていない。一部は出てるのかもしれませんが、後で説明があるかもしれませんので、その辺はお伺いしますけれども、本来省庁のところ、第2次補正予算組んでるところもあります。

例えばマスクを配るとかいうやつも10分の10で国の補助として出てる分があるわけですね。そのことは調査の時に皆さんに、御説明させていただきましたけれども、そういったものはどう活用していくのかということが見えてないんです。

もちろん間接交付金ということ言えば、福岡県が交付要綱を発表して、そしてやらなければいけないということで、先日改めて7月29日から30日にかけて、コロナ緊急対策応援支援交付金という形で、交付要綱が出されて、そういった財源の使い方も、第2次補正予算の、国の補正予算の活用する方法もあるかと思うんですね。今回の組立ての中で、財源が一般財源から県の支出金とかということで、組替えされたのも含めてあります。そういう意味でもその辺の今後の計画というところを少し教えていただければ、ありがたいと思っております。

言いたかったこと伝わりましたかね。その辺をお尋ねしたい。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま新型コロナウイルス感染症対策の全体的な認識について、お尋ねをいただいたものとこのように思います。私の個人的な見解かもしれませんが、今私自身は第1波の2つ目の大きな山に差しかかっていると、このように認識しております。

したがいまして、今後第2波、第3波は、必ずやってくるのではないかと、こういう認識を持っております。そういう面では、国からの地方創生臨時交付金執行残という言い方をさ

れたんですが、そういう認識は一切持ってませんで、第2波、第3波を考えて計画的に執行を立てていると、こういうふうに御理解をいただきたいなどこのように思っております。

それから、今回第3弾として、1億8,611万1,000円を予算計上させていただいてますが、これに至るまでは6月の下旬から7月の初めにかけて、各種団体等、この支援策の在り方について協議をさせていただきました。

1つ目は、福祉関係ということで社協の皆さん、あるいは浮羽医師会の皆さん、あるいは介護事業所関係ということで、それぞれうきはブロック介護サービス事業連絡会の皆さん、あるいは介護支援専門員部会の皆さん、通所サービス部会の皆さん、訪問サービス部会の皆さん、施設サービス部会の皆さん、あるいはグループホーム部会の皆さんとも協議をさせていただきました。

さらには障害者施設関係ということで、障害者施設関係の代表の方、あるいは放課後等デイサービスの皆さん、あるいは就労継続支援A型支援事業所の皆さんと、私自身だけではなくて職員、関係課あげて協議をさせていただきました。

それから次に、子ども・子育て関係ということで、うきは市内の子ども・子育て会議の皆さん、あるいは小・中学校のPTAの皆さんとも協議をさせていただきました。

それから経済界からは、今回もうきは市商工会の皆さん、あるいはうきは観光みらいづくり公社の皆さんと協議をさせていただいて、このような提案をさせていただいております。

今後も、第2波、第3波を想定しながら、市内、市民の皆さんあるいは市内各種団体の御意見を聞きながら、しっかりした支援策を打ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） しっかり協議されて計画的にやっているとことだと、御答弁いただきました。

だとすればですね。改めて第2波が起きているという認識も含めてあるかというふうに理解しているんですけども、今、この時期にそういう意味で今後の計画を示していかないと、我々も一つ一つの事業だけでいいとか悪いとかというふうにはならないだろうと。

何でかと言いますと、6月の定例のところでは、我々のところで1,275万を予備費に回した経過があります。それは、やっぱりきちんとその前提になる合意事項がやっぱり立っていないということが、だったんだろうというふうに改めて思うんですね。

そういうのも含めて、議会として、今行政がこういう方針として臨んでるんだというところを、把握したいので、改めてその方針について文書でお示しいただけますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の支援策は、議員御指摘のとおり、感染拡大防止対策と経済活

動、この2つ相矛盾するようなところもあるんですが、この両立を目指す支援策が求められていると、これに尽きるのではないかと思います。（「回答になってない。計画を出してもらえますかと言ってるんです」と発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今私が申し上げているのが計画の全てでございます。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。3回目です。

○議員（5番 岩淵 和明君） それでは、私が理解しきれないのかもしれませんが、私個人的な問題かもしれませんが、前の6月のところでは感染防止策に対する予算配分は、400万ぐらいだったかと思いますが、商売されている方への応援ということでやってる関係が、2,600万か2,700万ぐらいだったと思うんですね。それは、それでいいんですね。

だけど、それ以外は、国の交付金だとかうきは市で単独でやった、1億の予算関係もありましたから、それはそれでいいと思うんですけど、その時もそうですね。感染防止策について私は訴えたいというか、話をしたいんですね。今回改めて感染者が発生した時点で、やはり市長自らもあの時におっしゃったのは、そういった地域に対する影響もあるというふうにも明言されてます。

そういう意味で、今、現在この段階がどういう認識になるかというふうにお尋ねしていたのは、市中感染が日常的に起こりうる状況になっているということです。非常に身近なものになっている。感染力も非常に強いということがあるわけですね。

一方薬がないということもありますので、ぜひ感染防止策について1点だけお願いしたいのは、今回の介護施設、懇談されたというふうにおっしゃっておりますけれども、介護施設関係の職員及び学校の先生方及び保育士など濃厚接触する方が、仕事としておられる方がいらっしゃる。その方々への施策を、ぜひ感染防止策いくつもガイドライン出してます。そのガイドラインを基にした、感染防止策を具体的にお示ししていただきたい。これは要望であります。

ということも、それから今うきは市の状況は、大きな会議とかあるいは地域での懇談会とかというものが、やはりやりづらくなってきている。あるいは、しなくなってきているという状況にある。特に包括ケアの問題だとか、そういった会議も開催されてない状況があります。これをどうやって進めていくのかということも、含めてあるだろうと思っています。

この感染がいつまで収束するかわからないですけど、このままじっとしてはいけないというふうに思いますので、経済対策だけではなくて、そういったところへの施策の予算組をぜ

ひ検討いただきたいというふうに思っておりますので、お答えあればお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先日、御説明を申し上げましたように、今回国の第2次補正予算を受けた地方創生臨時交付金の第2次配分でございますが、家賃支援を含む事業継続や雇用継続等への対応分と、そして新しい生活様式を踏まえた地域経済への活性化等への対応分というふうに割り当てて内示をいただいているところであります。

そういう中で、今各種市民の皆さん、あるいは、市民団体の皆さんの御意見を聞きながらこうやって、提言させていただいてるところであります。議員の御指摘はもっともっと感染防止対策に集中的に予算を使うべきではないかという御指摘であります。

そういう面では確かに国からの対応分としては、そういう具体的な表現はないんですが、先ほどから提案説明させていただいていますように、今後、第2波、第3波を想定しながら、マスクとか消毒液あるいは、フェイスシールドなどの購入も上げさせていただいてますし、3密を避ける、あるいは、感染を抑えるという意味で、いろんな施設整備等についても、いろんな施策を盛り込んでいることを御理解いただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず1点目が、先日いただきました、2款1項17目の部分ですが、先ほど移動スーパー参入促進費については、県の補助を受けましたというような感じで説明されたんですが、今回先日いただいた資料でも結構ですし、20ページ、21ページに係わる分で県の事業は、このほかなかったのかどうかお尋ねいたします。

2点目、予算書の21ページの1番上に交通事業者等感染防止対策ということで、タクシーやバス等への感染対策支援金がありますが、これは交通事業者への事業補助の上に上乗せされるというふうに考えていいのでしょうか。言葉を変えれば、事業者に対する補助金を、今まで第1弾、第2弾でされたのでしょうか。

それから3点目は、この21ページになるのかどうかわかりませんが、うきは市でもコロナの感染が発生し、医療関係者等々への負担が増えたと思いますが、21ページの1番下に、保育施設従事者等への応援金とありますが、医療関係者に対する応援金とかというのは考えられていないのか。

以上3点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 移動スーパー参入促進費補助金でございます。

これは、福岡県が設置している事業でございますが、各自治体が県と同じ額を補助するこ

とになれば、県も補助しますよ、という規定が福岡県の中にありましたので、うきは市でも参入希望者の御相談を受けておりましたので、それとマッチングさせて、今回初めて県の3分の1と、うきは市3分の1を補助するような流れになっているところでございます。

ほかにもいろんな制度があるんですけども、そういうのは、うきは市とマッチングできるものがあれば導入したいと思います、今課題となっております、コロナによる買い物弱者への支援ということで、この事業を取り上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 21ページの交通事業者等への感染拡大防止対策支援金の関係でございます。これにつきましては、市としては今回が初めての事業になりますので、単独で感染拡大防止について、支援を行うものでございます。なお、国の事業でも何かいろいろメニューがありますので、そこは、また国は国ということで対策が行われているところでございます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

医療関係者、介護事業所関係者につきましては、国のほうから慰労金の支給がございますけれども、市単独での支援金等の予定は今のところございません。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目にお尋ねしましたのは、移動スーパー参入促進費、その自体については、賛成、いいのじゃないかと思っておりますけれども、県のいろいろなメニューがあって、その中から選ばれたんだと思っておりますけれども、県のいろんなメニューがわからないから、もっとこんなのあるんじゃないかなと。こんなのがあったら、うきは市が取り組んだほうがいいんじゃないかなという気がしてお尋ねしたんですけど、各課が考えた段階では、県のメニューに当てはまるものがなかったという判断でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 竹永議員からの御質問ですけども、県の事業ですね、メニューもかなり多くございまして、各課のほうで、それぞれ判断をして、県のメニューがある分はですね、できるだけ国なり県なりのメニューを使っていく。そしてそれに乗れない部分があればですね、市単独で考えていく。今回の移動スーパーは、市の補助も条件になっている部分でございましたので、そういうことでしておりますが、県もありますし、国も膨大なメニューがございます。

それで、それぞれ所管のほうで検討していただいて、必要な分を国、県でなかなか支援が

行き届かない分をですね。極力市のほうで予算の制限はございますので、そこら辺を考えながら予算の編成をさせていただいているところです。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。3回目ですね。

○議員（4番 竹永 茂美君） と言いますと、先ほど岩淵議員が言われましたように、このコロナ対策については、コロナ対策本部か協議会か知りませんが、それぞれ各課のメニュープラス、国や県のメニューを見ながら、この20ページ以降の事業が組まれたという理解でよろしいのでしょうか。市長答弁をお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただ今、国の支援事業とか県の支援事業を積極的にとるべきではないかという御指摘じゃないかと思いますが、この点については、最初から皆さん方に説明してますように、今ホームページでも掲示をさせていただいておりますが、事業者用の国、あるいは県の支援メニュー、あるいは、個人とか世帯用の国、県からの支援メニューを用意させていただいて、そして私どもプロジェクトチームを結成をして、市民の皆さんに国、県の事業を積極的に活用するように、周知をさせていただいているのは議員御承知のとおりであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） まず6目財産管理費の中の解体工事費、これ建物の平米は、どのくらいあるのか。

それと老朽化でもうあまり利用者がいなかったんだろうと思いますけれども、壊すとなるとですね、また新たな集会場を建ててくれというような要望はなかったのか。ここ利用されてあった方は、その集会場使う場合はどこを使用するのか、が1点と。

それから、14目備品購入費でですね。宝くじの云々で大石のコミュニティセンターで備品に充てるということですが、252万の備品ですので、複数あるんだろうと思います。だから、その備品の内容を教えてくださいたいと思います。

それから、その下の16目工事請負費で旧姫治小学校のトイレ改修、これは、以前からですね、ずっと全協で説明がありましたので、この工事は理解しておりますけれども、ただあそこを無償貸与にしているわけですね。その理由として、補助金を使って耐震化工事とかをしたから、補助金返還が生じると。だからなかなか売却には至らないということでした。

となると、ここも半分が、地方創生補助金のほうから補助金が来ますので、地方創生拠点整備交付金ですね。1,610万円。これが充てられますので、そうすると10年以内に売却するとなると、補助金返還ができるのか。10年以上になれば補助金返還はなくなるのか。

その辺を伺いたいと思います。

それと最後に、一番下ですね。21ページのうきは宿泊・日帰り旅行助成補助金、この申請書はダウンロードできるのかどうか。その1点だけ。

○議長（中野 義信君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 1点目の財産管理費の関係でございます。

面積は70平米になっております。それから、現在は公民館としての利用はちょっとやっ  
てないような状況で、ごみの分別収集をやっているような状況でございます。新たに建て替え  
とかいう部分については、要望として聞いておりませんし、ちょっと把握はしてないところ  
でございます。

○議長（中野 義信君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 考幸君） コミュニティ推進費の備品購入費252万5,000  
円ですけれども、大石地区のですね、東高見研修会館、西高見公民館とか西の4公民館、古  
川町公民館とかになります。と、糸丸公民館とかですね。中身についてはですね。テレビと  
か会議テーブル、それと折り畳み椅子とか茶託テーブル、冷蔵庫等になっております。

○議長（中野 義信君） 緒方都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 旧姫治小学校のトイレ改修について、この補正額の財源  
のうち半額1,610万円については、内閣府の地方創生拠点整備交付金による補助となっ  
ております。すでに採択も受けてるところですけれども、なるべく補助金の返還が生じないよ  
うにと思っていますけれども、仮にその15年10年以内に売却する場合に補助金の返還に  
ついてどうなるかっていうのは、未確認でございますので確認したいと思います。

○議長（中野 義信君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきは宿泊・日帰り旅行助成補助金3,000  
万円の件でございますが、市内でホテルとか旅館が20から30ぐらいだろうと思います。  
システム新たに構築すると福岡県とか国がやってる、やり方はものすごくお金のかかるやり  
方なんで、うちとしては、温泉旅館等宿泊施設に直接申込みをしていただいて、その時に2,  
500円なり、その金額に応じて5,000円の割引をして、その差額を請求してもらって  
温泉旅館に、うきは観光みらいづくり公社を窓口にして、そこは事務をやっ  
てそこからお金を払うような形で、ものすごくシンプルにしたほうが、PRもいくだらうというこ  
とで、システムを構築するわけではございませんので、温泉に直接予約をしていただければ説明を  
いたします。

それと、国がずっと今GOTOトラベルで1月22日頃までやっています。その事業とはダ  
ブつての申請はできないようにしております。国の部分と。あと福岡県が8月で終わります。



福岡の魅力再発見キャンペーンがですね。そのあとの9月1日から3月中旬までを、うきは市独自で補助金受けないものに対しての補助をやろうとしております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今の宿泊・日帰り旅行の助成補助金は、旅行者は何もしなくて、あとはその旅館とかを活用した場合は、旅館の方が申請をするということで、その半分しか払わんでいいということですよ。なかなか難しいんでしょうけど、これをどういうふうに、市民に周知徹底をさせるのか。広報でするんでしょうけども、そうすると3,000万このくらいで、足りるのか。そのくらいを思っているのか。その周知の方法はどうするのか。

○議長（中野 義信君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 周知の方法と予算規模についてでございます。

周知につきましては、うきは観光みらいづくり公社にお願いして、PRと事務をしていただいて、温泉とか宿泊施設と連携してチラシを作るなりしてPRしていきます。

こういう利用できる方はうきは市民に限らず、旅行で来られる方にも、当然温泉旅館の新しい顧客獲得にもつながっていただきたいという思いがありますので、例えばうきは市民の方が、温泉旅館とかで5,000円以上の日帰りとかをした場合は、2,500円をその場で割り引いて、温泉旅館から観光みらいづくり公社へ請求するような形で、出来るだけ簡単に分かりやすく。半額ですけど、実際5,000円から10,000円未満ですから最高半額ですね。イメージ的には、半額というほうがPR効果があると思うんで、半額以下というPRを今からやっていきたいと思えます。

それで、この予算の規模につきましては、福岡県みたいな3億とかそういうレベルは、ちょっと難しいということで、朝倉市さんが2,300万の規模でやっておりますので、朝倉市さんとかを見ながら、できるだけことはやりたいということで、うちの場合は、日帰りも入れておりますので、朝倉市さんの場合は、3割の3,000円ということで、うちの場合は半額の2,500円と5,000円と、さらに宿泊した人が農園を使っただけであれば1人1,000円の助成を出すというような、新しい温泉を利用させていただききっかけづくりをしたいと考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 櫛川議員。3回目。

○議員（12番 櫛川 正男君） これを資料いただいたですね。福岡県の令和2年の6月補正予算の概要ということで、ここに九州在住者を対象した福岡県の魅力ちゅうことで、九州中の方が、福岡の旅館を利用した時にこの補助金が受けられるということでございます。

それと同じようにこれも九州中の方が、うきは市内の温泉旅館とかそういった所を利用された人が限定になると思いますので、この周知がですね、みらい公社に任せてるだけで、大丈夫なのか。かなりどういう周知をされるのか。みらい公社がですね。ホームページでするしかないのかなど。九州中にするんでしょ。

○議長（中野 義信君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 九州限定は、福岡県がコロナ対策を踏まえたうえで、九州限定ということ近くのところから、GOTOというようなイメージなんですが、うきは市の場合は新しい顧客を開拓する意味も踏まえて、市民の方もいいし、あとは市外の方どなたでもオーケーということにしておるところですので、九州限定とかはしておりませんので、あとは、温泉旅館等、宿泊施設等と連携しながら、ホームページなり温泉旅館さんの独自のルートとか、そういう所をPRしながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

全国どこでもいいようにしております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 3点ほど質問させていただきます。

まず17目18節の備品購入費のノートパソコン購入費で、オンラインカウンセリングを実施するかなんかで、具体的にどういったことをするのか。その購入はパソコン2台なんだろうけど、そこんところを教えてくださいたいと思います。

それから、19節の学業継続支援事業継続給付金、これにありましては、対象者が独り親世帯全てが対象なのか。その学業継続が危ぶまれる独り親世帯とは、どういう世帯なのかを教えてくださいたいと思います。その中で対象者で高校、大学、短大、専門学校等と書かれている。この「等」というのは何なのかを教えてくださいたいと思います。

それと次に、臨時特別出産応援金というのが、支援対象の年月日が報告がありましたけれど、うきは市外で生まれて、そしてその該当年月日ですね。うきは市に入ってきた人も支給されると考えていいのか。うきは市で生まれた人なのか。

具体的に言えば、朝倉で生まれて引っ越してきて、その子供はこの期間の該当者ですよ。ていったときも支援できるのか。仮に朝倉のほうで同じとでもらってですよ、そしてこっちに来てまたって、そういったのってないのか。ちょっとその点を教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） まず、ノートパソコンの購入費ですけれども、オンラインによるということなんですが、今ほとんどの方が、携帯のスマホを持ってらっしゃいま

すので、相談する方はスマホを使って、また受ける側はカメラ付のノートパソコンを使ってお互い顔が見えるところで、相談ができるという環境をですね。まずは作りたいと考えております。

それと、2点目の学業継続支援事業給付金。これは独り親ということなんですけれども、一応その高校生以上で、独り親の世帯の方は、やはりなんだか学業が危ぶまれるという前提のところを考えております。それと大学生以上については、高等専門学校それと通常の専門学校の方を対象と考えております。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 臨時特別出産応援金の支給対象者についての御質問でございますが、これにつきましては、市内に住所を有する、令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子供の父、母であって、出生時において本市の住民基本台帳上で新生児と同一の世帯に属し、申請書の提出時において引き続き本市に居住するものという形で現在考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最初の2問は総務産業のほうでですね。オンラインカウンセリングの件は、ちょっとよくわかりませんが、私が言いたいのは、そういったのが行政にあらないかとやないかと思ってから。市民と話がそげなんとがでくるとなら、ここの市役所にも国やら県やら等のそういったシステムの構築とかできちよるとですかね。そっちのほうの優先度が高いんやないですか。

こういったコロナの時の新しい生活様式ちいうことを言つとるなら、そういったことも進めるべきじゃないか。あるいはもうできているのならできているていうような、お答えをしていただきたいと。わざわざ福岡まで行って東京まで行って、話をするんやなくてそういったシステムが一番大事じゃないですかね。

そういったところからコミュニティやらにも遠隔で話ができるやらっていうシステムを、うきは市自体が作らないかとやないですかね。市民ももちろんですけど、そういったのができているかを確認したいと思って質問したところでございます。

○議長（中野 義信君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） まずコミュニティ支援系のほうで、各11の自治協議会に対しまして、今年度カメラが付いたパソコンを更新しておりますので、まずはちょっと市役所のほうとオンラインができるかどうか、ちょっと私どもも素人ですから、やってみないと、わかりませんが、自治協議会とは行うところで考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 3回目ですので最後ですけど、そういったのが、デジタル化を進めるっておっしゃってるのは、そこを一番先にせんことにはいかんとじゃなからうかと、私は思っております。確かに市民とのそういったのを構築するのも大事だろうと思っておりますけれども、大前提のうきは市自体がですね。そういった形でデジタル化、デジタル化って言わっしゃるとこは、そこやなからうかと。そこを実施すべきだろうと思っておりますが、市長がいつもデジタル化と言われてるのが何なのか。もう一回市長のほうにお伺いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 今回2款1項11目電算計算処理費のほうでも、備品購入費として52万円計上しております。これが一応いわゆる県とのウェブ会議等が始まりますので、それに対応するということで、今回タブレット型のパソコンと通信機器、モバイルWi-Fi、これを2セットずつ、購入をするようにしています。

実際この2台を使ってどんなことがやれるのかというところを、改めて確認をしていきながらですね。さらにもっと台数を増やしていこうということになれば、再度予算のほうを計上させていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） デジタル化、オンライン化っていうのは避けて通れないっていうのは、先ほどから答弁させていただいておりであります。

今総務課長のほうから答弁がありましたように、行政内部においても取組をさせていただいてますし、研修についても大野城に行かないでこのオンラインでですね、研修も実施しておりますし、そういうのを徐々に広げていきたいと思っております。これから第2波、第3波も想定されますし、また地方創生の臨時交付金もしっかり活用するという視点で、このデジタル化対応についても予算を当てていきたいと考えているところであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 文教に関することしか聞けませんので、まずはですね、17日コロナの関係でございますが、先ほど保健課長からあります、需用費3,000万ということで資料もいただいております、これは感染防止に必要な資材等をですね、備蓄も含めてやるということは、これで結構だと思っております。

それで、第2弾の補正予算を見ているんですけど、今第2波とも事実上言えるような数が東京中心に沖縄まで広がっております。とりもなおさず、この数値の背景にはPCR検査の拡充がですね。進んでいるということも確かにあろうというふうに思っております。

そこで、ここの第2弾の補正予算の専決だったと思っておりますが、ドライブスルー方式PCR

検査導入等支援金が100万、医師会のほうにお支払いされてるというふうに思うんですけど、この件についても岩淵議員が感染防止の検査機能というのを、しっかり申し上げたかったんだろうと思うんですが、いつか市長も全員協議会においでいただいて、例えば医療関係、介護、そういう関係の方々の心配もありますし、市民のみなさんも、もう9名の発症してますからですね。感染してますから。

できるだけうきは市においてもPCR検査も、今は唾液検査に代わったというふうに報道もあってましたんで、この100万だけでかかりつけにかかって受けたほうがいいんじゃないのということで、受けていくと無料でしていただけるという話で理解しているんですけど、この100万だけでうきは市の防止対策というのは、今のところこれでいいんだということで、今回はそういうものの予算が上がってないということでございましょうから、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） PCR検査導入費用の助成金の100万については、PCR検査自体は、感染症に基づいて、現在受けておられる方については、すべて公費で、賄われておりますけれども、この100万円につきましては、PCR検査の検査費用とかではなくて、秋以降第2波、第3波で市内に大きな感染が始まった時に、それに携わる医療従事者の方々が、もし例えば、御自宅に戻れないような状況になったり、そういった場合に宿泊費を市のほうで助成したり、そういった医療スタッフに対する、いろいろな今後支援が必要になろうかということで、100万円の予算を計上したところでございますので、今後のこの100万円の使途につきましては、医師会のほうと随時協議をしながら、一番有効な活用法を考えていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっとその説明はあったかと思いますが、ちょっと記憶になかったものですからね。

申し上げたいのは、うきは市も近隣の自治体もほぼ同じ歩調で、やり方なんだろうと思うんですよ。ただ今の報道見ますと、検査機能はどんどん拡充していきよるからですね。ただ、今のやり方で医師会でドライブスルーでやってるようなことで、どっちかという受身形の形で、市は医師会の方をお願いしとるからと、そういうことでいいのかなという思いで、質問をしてるんですよ。

2波3波が来るかもしれないという現状の中で、やはり検査機能というのが防止対策の最先端だろうというふうに単純に思いますですたいね。だから今の検査というのが、かかりつけで可能性があるときには、もう公費で無料でしてますよ、ということはわかっているだけ

ど、さらに攻めの思い、考え方というのは今のところはないと。このスタイルでやっていて、いよいよ問題が出てきたときに考えましょうという理解でよろしいのかな。そこをお尋ねしたかったんですよ。ちょっと3回しかありませんから。

福祉事務所と学校教育に確認したいんですが、資料いただけてますよね。その中で、まずは資料、皆さんお持ちかな。全部コロナ関連の第3弾のいただいた資料ですけども、この中2ページになります。

学校施設の改善から保育所関係の改善、こども交流室の改善。保育関係が空気清浄機を設置すると。それぞれ予算のですね。積算の根拠にされております。学校のほうは網戸を設置して教室の換気を行うと。小・中学校だから網戸でよかろうという考えで、保育園関係とかになると空気清浄機だと、その辺の考え方をお聞かせいただきたいんですが、よろしく願います。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 介護施設とか障害者施設、それから学校、保育所。クラスターが発生した場合に、大きな影響が出る施設にお勤めの職員さん方、そういった方々に定期的に2週間に1回、1か月に1回なりのPCR検査を実施するのが、一番感染予防対策の中では、1つの大きな防止策になろうかと思えますけれども、現時点ではなかなか症状がなくても、かかりつけのほうに行けば検査できますけれども、基本的には何らかの症状がある方が、かかりつけの先生を通じて、保健所なり地域の医師会のほうで検査を受けるというのが現在の体制でございますので、それ以外の方に、今申上げた方々に対する定期的なPCR検査がですね、今後なんらかの形でうきは市だけがそういったのができるかどうか、今の時点では、はっきりはお答えできません。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に補足をさせていただきたいと思えます。

議員の指摘は、PCR検査、抗原検査の検査体制、もっとうきは市民の皆さんが気軽に自己負担なく、ある面市が負担して検査をしたらどうかということではないかと思えます。

少し整理をさせていただきたいと思えますが、今、検査体制については3層であります。1つは国・県がやっている帰国者・接触者外来センターですね。ここは1つの検査で2万から3万すると言われてるんですが、すべて公費負担でやられております。それからあとは地域外来センター。うきは医師会とか、今回明らかになった、田主丸中央病院も地域外来センターの1つかと思えますが、そこは福岡県と委託契約の中で保険適応です。基本的には7割を保険で負担して3割の個人負担のところを、公費負担にするということでやられております。

そしてこの地域外来センターというのは、うきは医師会でいきますと、医師会会員の病院での推薦がないとできない。結局委託契約の中で、そういう要件になっているわけですね。

そうしますと、何らかの症状がない限り、うきはだけではなくて全国的にできない。やろうと思えば、全て全額自費で負担しなくてはいけないという問題です。

この自費で負担する世界でもいろんなパターンがあって、今、全国でやられてるのは、例えばプロのスポーツ選手が海外遠征に行くときに、どうしても先方の国が陰性である証明を持ってこないといけないという、要件がかかっている時に、日本を出発される前に全額自己負担で陰性証明をとっていくというケースがあるんですね。

これをその他以外にやろうとした時にですね。考えてみれば、例えば不安だからPCR検査をしたいといった時に、仮にそこで検査をしても、その時点で陰性であっても明日が陰性、明後日が陰性かどうかはわからないということは、毎日検査をしないと安心できないという実態があって、この3番目の全額自己負担のところについては、部分的な対応にとどまっているというのが、現実ではないかと思っています。

したがって、今すぐ3番のうきは市民の皆さんにちょっと不安だから安心のために、検査を受けたいところまで、手を広げるような状態ではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○議員（瀧内 教道君） 学校の換気と空気清浄機の関係の御質問です。

学校においてはですね。やはり教室の広さ、広うございますし、休み時間での換気としますと、やはり時間も限られます。そういったことから、統一的には網戸の設置ということで考えておりますが、空気清浄機については、後のほうの10款の中に、各学校のほうで一定物的な支援、物を買える経費を予算組をしておりますので、その中で各学校の状況において予定をされてるところも多いようでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宜君） 先ほど櫛川議員のほうから質問もありました。うきは宿泊・日帰り旅行助成補助金の件ですね。これは全国の形ということでした。私としては、これは国ですね、GOTOトラベルのうきは版という形で捉えてますけど、国のほうは、それこそ、東京除外という形でですね。やっております。また今後もですね。

これ、たしか県の事業は9月からということだったんですけど、仮定の話で恐縮なんですけれども、例えば感染拡大が広がっていった時にですね。予約していた方が来られなくなるといった状況も考えられると思います。その時に国のほうではキャンセル料ですかね。あれは二転三転して、たしか国が持つということになったと思うんですけど、そういったところ

も想定して、この計画が立てられているのか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） GOTOトラベルが全国的な話で、東京在住の人と東京目的は外すという国の方針でございます。うきはは今現在クラスターが落ち着いているところでございますが、どこの宿泊施設でも一生懸命感染予防対策はやっております。

発熱を測ったりとかいろいろやっておりますので、できるだけ、その気持ちには添いたいたいと思いますが、キャンセル料の話になってきますと、旅館の対応にもよりますが、うちとしてはキャンセル料まで払う予定はございません。あくまでも新しいお客さんが、うきはを好きになっていただきたいと、あと温泉旅館に頑張っていたきたいと、そういう気持ちだけでございますので、あまり複雑な制度はPRにはなかなか難しいし、考えてないところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（白石 孝博君） 人権・同和対策室白石です。

22ページをお願いします。

3款1項5目人権・同和対策費でございます。補正額41万1,000円の減額補正です。内容としましては、9節旅費16万1,000円の減額。これは、新型コロナウイルス感染症拡大により、各種研修等が中止になったことによる減額でございます。

それから12節役務費25万円の減額、これについても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、7月に予定しておりました同和問題啓発強調月間講演会を中止したことによる減額でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、3,764万4,000円の増額補正でございます。国の



第2次補正予算である低所得のひとり親への臨時特別給付金に伴うものでございます。この臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への生活を支援する取組として、児童扶養手当を受給する世帯に1世帯5万円、第2子以降に1人につき3万円の一時金を支給する基本給付と、収入が減少した児童扶養手当受給者世帯等に1世帯5万円を支給する追加給付となっております。

11節需用費12節の役務費は、それぞれこの臨時給付金の対象者への通知や口座振込手数料となります。13節委託料173万8,000円は、この臨時給付金に対応するためのシステム改修費用で、19節負担金、補助及び交付金は、先ほど御説明しました基本給付及び追加給付金となっております。給付金及び実施に係る事務費は、すべて全部国庫負担でございます。

次に5目民間保育所費、19節負担金、補助及び交付金、保育対策総合支援事業費補助金、136万7,000円の増額補正でございます。保育環境改善等事業として、民間保育所、認定こども園におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援としてお願いするものでございます。

6目一般保育所費、18節備品購入費220万6,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、公立保育所へ空気清浄機を各保育室に設置するものでございます。

次に、8目子ども遊園費、13節委託料、伐採委託料として263万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。若宮こども遊園内にあるケヤキとイチョウの腐朽による倒木の危険があるため、危険回避のため、急遽台風前に伐採する必要があるため、巨木の伐採費用を計上しているものでございます。

9目放課後児童対策費1,243万7,000円の増額補正でございます。15節工事請負費1,100万円。これは千年学童の増築に伴うものでございます。当初予算で設計監理のみ計上させていただいておりましたが、千年学童の増築工事を今回お願いしているものでございます。

次に、18節備品購入費143万7,000円。新型コロナウイルス感染症対策として、各学童保育所へ空気清浄機を設置するものでございます。

10目地域子育て支援費10万3,000円。18節備品購入費、新型コロナウイルス感染症対策として、地域子育て支援センターこども交流室内に空気清浄機を設置するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 先ほど、空気清浄機の話は質問されたんですが、この空気清浄機が本当に感染拡大防止対策に対応できるのかを、私は基本的に換気だと思ってるんですけど、国は換気しか言ってないんですけど、感染拡大防止策として空気清浄機が対応策ということで準備するちなると、こんだ、窓を開けたりせんごつなるっちゃなかろうかと心配しちよるとですけれど、そういったのが十分に適応できるのかを教えていただきたいと思imasu。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 感染対策防止策として、保育所の対応につきましては、現在空気清浄機を設置することで、換気をしないようになってはいけないということの御指摘があったかと思いますが、現在換気等、新型コロナウイルス対応について、各園とも換気についてはやっているとごさいます。

エアコンを使用しても換気をしておりますが、それプラスやはり各保育所につきましては、園児が小そうございまして、どうしても密着せざるを得ない状況もありますので、より安全対策をするといった意味で、これから夏場は冷房を使いますし、冬場は暖房を使いまして乾燥もします。そういった所でこの空気清浄機については、ウイルスと細菌とそれから保湿この3つを兼ね備えておりますので、より安全ということで設置を考えているところごさいます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） ちょっと、お尋ねします。

空気清浄機、これ私、想像がつかないんですけど、10万から221万のところにありますけど、大体広さにもよろうけど、どのくらいの金額がするものかなち思いまして、何個つけようと計算してるのか。ちょっと、お伺いしたいと思imasu。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 空気清浄機につきましては、業務用で38畳まで使えるもので、それから、各保育室に1個ずつつけるところで、公立が5か所で4保育室で20個の積算ごさいます。金額につきましては、10万2,600円税込みで考えているところごさいます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 空気清浄機、私も家で使ってますが、私のはフィルター式

ですよね。フィルターでそのゴミとかそういうとをこうとるだけですよね。今度購入されようと思ひよる空気清浄機は、なんかウイルスをやっつけるエアコンとか出よるですね。なんか別に部品がついて、そこでウイルスを退治してしまうという、そういった機能を持った清浄機ということですか、ただのフィルター式の清浄機ちゅうこつですか。

ただのフィルター式の清浄機やったら、フィルターの交換とかウイルスは死んどらんきです。そのあたりが大変になってくるんじゃないかと、フィルターが物すごく高いとです。機械に対して。大体、半分まではいかんかな。安いのがやったら大体半分ぐらいでもうフィルターで占めるとです。そのあたりをお聞かせください。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 空気清浄機のウイルスに関しては、フィルターの空気清浄機で考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） それでフィルター式やったらですね。大体どのくらいの期間で交換をするものか。その辺を聞いたかったんですよ。私はたばこ用に空気清浄機は使ってますので、そこでこうフィルター式やったらどげんかな、何日かでしょう。そのウイルス関係を考えたら、ずーっと何か月もちやたぶん無理かなと私は思います。

それでコロナをやっつけるようなやつならよかです。ウイルスを。フィルターをそれをまた替ゆる時に、かなり気を使わにゃいかんごつなるとです。コロナ対策で清浄機入る場合は。ちゅうこつは、やっぱなんかそういったコロナを電気で焼き切るとかそういう機能がついとる清浄機ならば、別に問題ないと思いますが、その辺の検討はやっぱりしっかりやられておると思いますので、よかったら聞かせてください。なんでフィルター式になったかを。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 一応、国のほうから保育対策総合支援事業費補助金の例として、こういった空気清浄機、厚生労働省の補助金の保育対策総合支援事業費補助金の中で、空気清浄機が、例として感染防止対策として挙げられておりましたので、空気清浄機を設置することを検討しました。

フィルターの交換については、10年に1回ということで、それから、その新型コロナウイルスのウイルスを除去というか、そういったことについては、まだはっきりと現段階で、この空気清浄機だったら殺菌するといった保証というものがございませんでしたので、今回こういったプラズマクラスター加湿空気清浄機ということで、フィルター形式で空気中のウ

イルス、細菌等を除去するという形の空気清浄機を設置するというふうに事務局のほうでは考えたところでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。3回目。

○議員（11番 伊藤 善康君） 何回も繰り返しになりますが、フィルターがあるですね。大体2段になっているのか。その一番外に少し大きな目のゴミとかウイルスを取り込むような、ネットがあるですね。大体3層になつととですよ。そん一番外側にもいっぱいなんちゅうかほこりとか詰まるけんで、それをしょっちゅう掃除しとかなんですね。

それでまあ10年間使えばなしということは、その普通のゴミとか、ああいうほこりとか取るには、それで十分ち思うばってん、コロナ対策になるとじゃろうか。えらい疑問があります。それで1台が20万円ぐらいかかるというなら、もうエアコンのほう変えたがよかないですか。エアコンは殺すとが今出よるですよ。

あと別に器具がついとして、そこで全部こう焼き切ってしまうエアコンですね。それけん、ただ空気はきれいになろうち思います、掃除も大変やし、一番外の網にはずっとほこりが詰まります。大体私が使いよるとで1週間かそんくらいで掃除してますが、そのエアコンとの検討はできんですか、そこは。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 空気清浄機については、購入までに再度確認をさせていただきますと思います。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 伊藤議員の話聞きよって、私も家で空気清浄機ありますけど、うちのはあの3万ぐらいのやつで横に水を入れたり、アロマのにおいとかをするような、入れるような一緒に出るようなやつがついちよりまして、そういうのを極端にアルコールのあれを一緒に飛ばしたり殺すとがされんとか、というような意味で聞きよるんだらうと思いますよ。フィルターばかり気にせんで、そっちのほうを関連で考えていってもらったらいのかなと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今議題となっております、保育所あるいは学童への空気清浄機への導入についてなんですが、これ確認させていただきますが、地方創生臨時交付金は充てません。再三、福祉事務所長が答弁してますように、厚生労働省の保育対策総合支援費補助金10分の10の補助金を充ててやろうと思ってます。この厚生労働省の補助金に、この空気清浄機が代表的なおすすめ施策と挙がってますんで、それに手を挙げていこうということでありませう。

議員からの御指摘については、福祉事務所長答弁のとおりですね。予算を認めていただきましたならば、購入時にしっかりとした、御指摘を踏まえたしっかりとした対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 3回終わってるけど答弁漏れです。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 厚生労働省の保育対策総合支援事業費補助金の感染防止対策の中では、エアコンについては含まれておりませんでした。

以上です。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 言いだしっぺで質問しましたので、私が言いたかったのは、やっぱり換気が第一ですよと、換気と同等に空気清浄機とするとそういった時に、クラスターやら発生するのかなということ、小学校のほうは換気をするちゅうことで広さもあるからだろうと思いますけど、保育園、幼稚園関係もまずは換気をして、そしてそれにさらに空気清浄機できれいにするというような考え方でやらんといかんとじゃないかなというところで、質問させてもらったところでございます。空気清浄機ありきじゃないですよ、というのをすべきだろうという考えで、質問させてもらったところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 24ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費6目食育対策費でございます。13節食育推進教室委託料83万8,000円及び14節バス等借上料16万8,000円、合計100万6,000円の減額補正でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内の保育園、保育所、幼稚園、認定こども園の年長児を対象として、実施を予定しておりました、食育推進教室を中止することとしましたので、その事業に係る予算を減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 25ページをお願いします。農林振興課でございます。

6款1項農業振興費3,027万7,000円の増額でございます。内訳は11節需用費1,000万円。こちらにつきましては、小・中学校や保育所、幼稚園における、様々な行事の中止や縮小が行われております中で、地元産のフルーツや野菜、お肉などを、いつもより多く給食に提供することにより、少しでも元気になってもらおうというものでございます。

併せて、農産物を購入することにより、農家への支援につながるというものでございます。金額的には、小・中学校が1人当たり約2,500円。園児につきましては、1人当たり4,000円を年度内3月31日までの給食の中で対応して行く予定でございます。

19節負担金関係でございます。上段の水田農業振興対策事業費補助金1,943万2,000円。こちらにつきましては、米・麦・大豆関係の水田機械関係の県の補助事業になります。今回は、コンバインを2台、トラクターを1台、トラクター用のロータリーを1台ということで、4件の補助事業の要望を行っているものでございます。

3段目の農業ハウス強靱化緊急対策事業費補助金84万5,000円につきましては、近年災害等によるハウス施設等が大きな被害を受けております。事前に補強等を行うことにより、災害等の被害軽減を図るといった目的の国の事業になります。本年度はイチゴハウス、ブドウハウス等の2件を要望しているものでございます。

続きまして、7目農地費1,500万の増額でございます。内訳は、15節工事請負費でございます。県営事業の中で頭首工、水路2か所、合計で3か所の補助事業を実施するものでございます。頭首工につきましては、持木地区。水路につきましては、小塩、それから藤波地区の事業予定をしておるものでございます。県の補助率は40%となっております。

8目耳納山麓開発費500万円の増額補正でございます。内訳は19節負担金、県営土地改良事業実施計画費負担金でございます。これは、現在大野原地区で畑地帯総合対策事業、スプリンクラー等の事業等を行っておりますけれども、今後吉井町の鷹取地区それから田主丸の森部、石垣辺りの地域での畑地のかんがい事業ができないかというふうなものが、県の調査をまず行うものでございます。県が2分の1補助しますので、残りをうきは市と久留米市田主丸町と負担をするものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 26ページをお願いいたします。

6款2項5目林道事業費1,250万円の増額補正でございます。内訳は、15節工事請負費道路改良舗装工事になります。林道の前迫栗木野線、うきはカントリー辺りのところになりますけれども、こちらの部分につきまして、3か所の林道工事を行う予定でございます。

なお、設計等につきましては、昨年度の予算の中で終了しておりますので、今年度と来年度2か年度で事業完了していきたいと考えております。なお、財源につきましては、すべて辺地債を活用した事業体で実施をする予定でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。3時より再開します。

午後2時48分休憩

.....  
午後3時00分再開

○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課村岡です。

4目公園費でございます。補正額として110万6,000円の減額でございまして、1節報酬費が104万9,000円。9節旅費が5万7,000円の減額となります。

こちら調音の滝及び百年公園のプール監視に係る、会計年度任用職員4人分の報酬及び費用弁償で、当初予算に計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の関係で、今年度はプールを閉鎖したことによる減額でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 前回もそのような説明を受けたのですが、子供たちが学校に行けなかったことを含めて、調音の滝は若干人が集まりすぎる状況なのかと思いますが、百年公園につきましても、せつかくの短い夏休み、あるいはこの夏季休業中の土曜、日曜考えれば、やはり子供たちが遊ぶような場所を確保してほしいなと思いましたが、どのような検

討がなされたのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 調音の滝、百年公園につきましては、例年学校の夏休み時期にプールの開放を行っておりますというところですが、今年度は大きく2点の理由で閉鎖することとしております。

1点目が、学校の夏休み期間これがコロナの影響で短縮されたというところ。2点目が、開放した場合にプールだと、どうしても密集、密接になることを防ぐのが困難である。マスクして泳ぐということもできませんでしょうし、なかなか人同士を離してですね、泳がせるということは難しいということもございまして、そういったところで感染拡大を防ぐためというところで、今年度につきましては、両公園のプールを閉鎖というところにしたところがございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 予算書28ページ目をお開きください。

8款2項道路橋りょう費です。補正額といたしまして、9,900万円で地方債のほうから8,510万円。一般財源として1,390万円となります。

内訳でございますが、2目道路維持費が工事費3,000万円でございますが、2路線の路面補修工事費になります。

1つ目が市道千足中鶴線で、2つ目が市道生葉江南線となっております。2路線ともに全体的に路面の状態が悪いというところございまして、路面の補修及び区画線等の引き直しという形になります。

続きまして、3目道路新設改良費の委託料3,900万円でございますが、こちらが2路線の道路の設計と1路線の用地調査費になっております。

1つ目が市道温泉中通線、筑後川温泉のところでございますが、こちらその前の市道のほうを温泉街に適した歩道の改良及び離合場所設置の詳細設計費用として1,000万円。

続きまして、2つ目が市道朝田二ノ瀬線におきまして排水路の整備の詳細設計費用として2,500万円。

3つ目が市道中小路線におきまして、道路拡幅を行うための、用地補償調査費として400万円を計上しております。



続きまして、3目道路新設改良費の工事費、15節の1、600万円でございますが、市道大野原小松掘線におきまして、山北方面から道路拡幅工事を行っておりますが、それを延伸する工事費でございます。

続きまして、5目辺地対策費の工事費でございますが、こちら1、400万円。こちらも同じく市道大野原小松掘線におきまして、小塩方面から道路拡幅工事を行っておりますが、それを延伸するための工事費でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 続きまして、29ページ目をお開きください。

8款3項河川費、補正額としまして、地方債から2、000万円となります。こちらの内容ですが、千代久谷川のほうが、毎年のように氾濫しまして、究真館高校付近の道路が冠水している状況にありますことから、浸水被害解消のために千代久谷川の改修工事を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 29ページの今言われました、千代久川の改修工事の具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 工事の内容といたしましては、先ほど申しましたとおり、千代久谷川のほうが氾濫しまして、究真館高校付近で道路冠水等が発生しているような状況でございます。こちらの千代久谷川のほうの拡幅の工事を行うところでございます。延長としましては、350メートル千代久谷川の下流のほうですね。そちらのほう、巨瀬川までの打ち出しの区間のところまでの350メートル区間で護岸の整備といたしまして、2、000万円としているというところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に8款4項の住宅費の説明を求めます。村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 続きまして30ページ目をお開きください。

8款4項住宅費でございます。補正額としまして4億7,626万4,000円。国県支出金のほうから1億8,527万2,000円。地方債のほうから2億7,210万円。一般財源から1,889万2,000円となります。

内訳でございますが、1目住宅管理費が15節の工事請負費になりまして、1,410万2,000円です。内容といたしましては、新治団地のほうが建築しまして、6年経過しておりますが、外壁のほうの塗装が剥がれてきている状況であるというところから、塗装の塗り替えを行うものでございます。

続きまして、2目公営住宅専用水道費470万円でございます。こちらが一の瀬団地の受水槽の老朽化に伴いまして、当初予算のほうで設計費用として、300万円を計上しておりましたが、詳細調査の結果、附属施設も併せて改修することで、工事全体的なコストが抑えられるということが判明しましたため、附属施設も今回併せて設計するというところで、470万円の増額を行うものでございます。

4目住宅建設費が4億5,746万2,000円ですが、こちらが高見団地の建て替え工事分になりまして、746万2,000円が工事監理業務委託料、4億5,000万円が建て替え工事の工事費になります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 高見団地建て替え工事。これは理解をしておりますけれども、やはり今の公営住宅事情ちゅうのは、高度成長期、昭和40年代ですね。その頃に人口が増える。また経済が成長してる中で、住宅に困窮してる人が多くいたので、これだけの住宅事情が生まれた。人口減少社会でしかも高度成長ではないという中で、この住宅がその時の関係で、戸数を若干減らしはしてはおりますけれども、それを維持してるような形になっております。

ここも老朽化に伴い、高見と兎渡島団地を併せてこの高見団地に建て替えるということで、理解はしておりますけれども、今やり方としてはですね。もう民間の事業者を活用して、PFI方式、これが主流になってきているんですよ。次の西隈上団地のほうはPFI方式で建て替えると伺っておりますけれども、この高見団地についてPFI方式を導入する、そういう検討はされなかったのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 櫛川議員のほうから大きく2点。1つが人口減少という中で、それなりの需要があるのかということだろうと思っております。

もう1つPFIの検討がされてなかったのかということですが、まず既存の高見団地、兎渡島団地でございますが、こちら両方合わせまして66戸の規模となっております。これを今回鉄筋コンクリート造の5階建てといたしまして、39部屋という形で、規模は戸数としては縮小するような形になっております。

PFIの検討でございますが、実際のところ高見団地につきましては、特にPFI等の検討を行ってはおりませんが、今度予定しております西隈上団地のほうにつきましては、実際うちのほうで所管している市営団地の中では、一番規模が大きくございまして、112戸ほどございます。西隈上団地のほうにつきましては、特にうきはの駅とかですね。浮羽町のほうの中心市街地、そういったところも近くに位置してございまして、また面積も広うございますので、団地以外の活用ということも、西隈上団地のほうは十分にできますので、そういったところも踏まえてのPFIの検討に入ってるということですので理解しております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 1点だけ確認したいと思えます。

1目の住宅管理費の中で営繕工事費、新治団地外壁工事が塗装が剥げてるという感じで、6年経過でなっておるということでありました。確かにバイパスのほう通ってみても、かなり剥げてる感じは受けております。

ただ、その6年ということ、やっぱり1番木造建築で心配されるのが、そういった後の手直し関係が出てくるということだと思うんですけど、こういった感じで6年で塗装工事をしなければならないということになれば、今後また6年後にも1,400万というふうな形になるのではないかなという気がしますが、今回の塗装工事に当たっては耐用年数どういったふうに考えておるのか。そこだけ確認したいと思えます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 実際、議員おっしゃられるとおりですね。バイパスのほう側が、基本的南側になりますので、そちらのほうが非常に塗装の剥がれ状況とか、目立つような形になってるかと思います。今回1,400万程度で一応全棟の外壁の塗装というところを考えております。

実際、これを先延ばしにしていましますと、やはり木材のほうで痛んできて、部屋内部の方に影響を及ぼすのではないかとこの懸念と、もう一つまとめて全体的に板の張替

え等をやってしまうと、またさらに多大な予算がかかってくるというところで、今回塗装の塗り替えというところで、判断したところでございます。

今後につきましては、外壁の劣化の進み具合というところにもよりますが、大体今回が6年程度で塗り替えというところをやっておりますが、おおむね5年から10年スパンでの維持費がかかってくるのかなというところで考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 9番です。実は河川改良費というのが、29ページに出ておりますが、ちょっと河川で気になるところがありますので、河川というところで関連というところでの質問をさせていただきたいと思いますが、浮羽町の流川のほうに行くところに浮羽保育所ですね。あそこが、このページとは違いますけど、川底が浅くなっていつも危ないということを感じますので、担当課で一度見て頂いてくださいということをお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 河川費は、大体終わったところだったので後で報告でいいですか。（発言する者あり）村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 議員おっしゃるところの河川、おそらく巨瀬川だろうと思います。巨瀬川につきましては、一応河川管理者のほうで福岡県になっておりまして、実はそちらのほうもですけど、現在下流のほうからずっと掘削やられてきておりまして、高橋の先のこころホスピタルぐらいまで、掘削進んでるかと思えます。それから先のほうも掘削してもらおうような形で、県のほうには、毎年要望を行っておりますので、そういった形で徐々にではありますが、進んでいくかと思えますのでよろしく願いいたします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 31ページです。

9款1項3目消防施設費の15節ですね。工事請負費として4,370万円を計上しております。消防団第8分団詰所の第2と第3を統合するもので、新たな場所に新築工事として3,980万円。旧詰所2か所の解体工事として390万円を計上しております。なお新築工事分3,980万円は、緊急防災・減災事業債を充てることとしております。

続きまして、9款1項4目災害対策費、13節委託料では、耐震改修促進計画策定委託料247万5,000円を計上しております。平成22年度に策定していました耐震改修促進

計画の見直しをするものです。内容につきましては、市内で想定される地震の規模、被害状況から、耐震化の現状を把握しまして、建築物の具体的な耐震化の目標及び目標達成のための必要な施策等を定めることとしております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費及び10款3項中学校費については関連がありますので、一括して説明を求めます。瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 32ページをお願いいたします。

10款2項1目小学校費の学校管理費と10款3項1目中学校費の学校管理費は関連ございますので、一括で御説明させていただきます。

1節報酬、会計年度任用職員報酬、小学校14人分655万2,000円、中学校4人分187万2,000円、及び9節の旅費、会計年度任用職員それぞれの費用弁償として、小学校28万3,000円、中学校8万1,000円の増額補正でございます。国の学校再開に伴う児童・生徒等の学びの保障にかかる支援策を活用いたしまして、各学校に学級担任の補助等を行う学習支援員を1名、学校施設の消毒等を行うスクールサポートスタッフを1名配備するための増額補正でございます。

11節需用費、小学校155万6,000円、中学校124万8,000円、及び備品購入費、小学校644万4,000円、中学校175万2,000円の増額補正です。これにつきましても、先ほどの国における学校再開に伴う支援策を活用し、コロナ感染防止対策に必要な消耗品や備品の購入費として、児童・生徒数に応じて1校当たり上限100万円。300人以上の学校につきましては、150万円を措置するものでございます。

先ほど御質問でございました空気清浄機につきましては、いくつかの学校の中で学校判断として備品として予算要求がなされているところでございます。

15節工事請負費、小学校1,071万4,000円、中学校381万円の増額補正です。国の地方創生臨時交付金を活用しコロナウイルス対策として、各学校の教室の換気を図るために、窓に網戸を設置する工事が主な内容でございますが、そのほかに千年小学校校門門扉設置工事157万3,000円、及び吉井中学校の昇降機部品取替え工事費87万3,000円が含まれております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

一応小学校費と中学校費とありますので、まず小学校費の関係で質問があればお願いします。小学校のほうはないですね。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） これは文教の関係ですね。報酬の小学校の会計年度任用職員の14人どういう方々を想定しているのか。教えてください。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 小学校の14人、先ほど御説明いたしましたように、学習支援員とスクールサポートスタッフなんですけれども、実際御承認いただきました後に、公募をかけるようにしておりますが、特別の資格等は求められておりません。それぞれ週に3日、1日4時間というような形での時間設定がされておりますので、そういった方で御協力できる方を公募して参りたいというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 小学校関係でいいですか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 関連なんですけど、工事のほうは、その学校規模でこうっちはいいんですけど、児童やら生徒規模で各校1人でいいんですか。支援員やら多いところは2人いるやら、そげなんはなかつですか。少ないところは1人、そこがようわからんとですけど。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 国のこの支援策そのものの条件が、各学校1人というふうになっておりますので、その他につきましては、市独自の学級支援員がおられますから、そこでカバーさせていただけたらというふうに考えてます。

○議長（中野 義信君） 小学校関係はなければ、次に中学校で御質問があればお願いします。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） どちらでもいいですがね。週3日で4時間ということですけど、日当から考えると、期末手当と社会保険手当、これ日当の関係で3月31日まででしょう、勤務は。その計算ですると結構なるっちゃないかな。社会保険とか期末手当とか該当せんとか。ちょっとお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 今申し上げました、週3日勤務で1日当たり4時間ということであれば該当をしないというふうに思います。それからもう1つ単価のほうもございませけれども、そちらのほうでも支援員さんのほうが時間単価の1,600円。それからスタッフのほうは1,000円ということになっておりまして、そちらのほうからも該当はしないと思います。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 一時金の対象のほうで、週15.5時間以上かつ6か月以上の任用ということになっておりますので、今回は対象にならないということになります。

○議長（中野 義信君） それでは、10款2項及び3項の質疑は終わってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） それでは次に移らせていただきます。

10款4項社会教育費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課井上でございます。よろしくお願いたします。34ページをお願いいたします。

10款4項3目芸術文化振興費、15節工事請負費85万9,000円の増額でございます。文化会館営繕工事費、市民ホール営繕工事費、いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、換気のために網戸を設置するものでございます。白壁ホールについては12枚。かわせみホールについては18枚を設置予定としております。

○人権・同和対策室長（白石 孝博君） 人権・同和対策室です。

続いて、4目、人権・同和教育費でございます。補正額13万2,000円の減額補正です。内訳といたしましては、旅費13万2,000円の減ということ。新型コロナウイルス感染症拡大により、各種研修等が中止になったことによる減額でございます。

以上です。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課です。

6目図書館費662万6,000円の増額でございます。15節工事請負費67万2,000円につきましては、3目と同様新型コロナウイルス感染拡大のために換気を行うため、1階図書館と3階施設に網戸を設置するものでございます。

18節備品購入費595万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症防止により、市民の皆様が外出を自粛し在宅する時間が増えている中、有意義な在宅時間の過ごし方として読書を推進するため、読書環境の充実として新刊図書の新冊と、その本棚である書架6台を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） まず網戸。さっきからずーっと学校も出てきたけれど、換気のため虫が入ってこんためじゃろうち思います。大体その換気は時間はどの程度考えて

あるのか。それと図書館の本の消毒が1番難しいと私聞いておりますが、そのあたりの対策はどんなふうにやっておるのか。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課（井上 理恵君） 網戸につきましては、私どもが施設を管理している分については、1時間に1回は利用するたびにですね。換気のために窓を開けてくださいというふうに、お願いしておるところでございます。

また図書館の本の消毒につきましては、この新型コロナウイルスの際にですね。皆様が安心して本を借りることができるように、本の消毒機を購入しております、今6月中旬あたりから消毒機を設置しておるものでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 消毒機を購入したということですが、ちなみにどのようにして消毒機がやっとならぬですか。初めて聞く機械の名前です。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 図書館に行かれましたらですね。右手のほうに置いておりますけれども、最大6冊まで広げておいてですね。イメージとしては病院にあります。スリッパの消毒のようにですね。中に置いて30秒ほどかかりますけれども、時間がわかりませんけれども、その時間内にですね。消毒を行ってですね。中の本の冊数全部パラっと開いたまま、消毒ができるという機械でございます。紫外線を使って消毒をしてるものでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 井上課長の説明で図書館費、自粛で本を読むのが一番望ましいし、図書館でございます。最近私たちも自粛をしますとも、テレビを見るのも何とも面白くないテレビでですね。あと暑さ。ですから、望ましいというのはわかるんですけど、DVDあたりというのは、民業圧迫の関係というのが、かなりその辺の判断の難しいところでしょうから、考え方をですね、結構あるんでしょう、音楽CDとかDVDの一部もあるんだろうと思いますけれど、そのあたりが民業との関係でどう受け止めておらっしゃるかですたいね。

ちょっとこの退屈というのは、私たちもありますからですね。長雨は終わりましたけれど、その辺はお考えになかったのかどうか。今後そういうものを提供するという考えは、民業の関係も含めて、どうお考えになっているか参考にお聞かせください。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） うきは市の中にですね。そういうふうにDVDとかを貸出



してる事業者さんがいらっしゃいますので、全部同じようなものがあるわけではなく、やはり教育に関するものが、主なものとなっております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 35ページをお願いいたします。

10款5項2目体育施設費、211万6,000円の増額でございます。11節需用費修繕料200万円につきましては、5月3日の落雷によりスポーツアイランドの6か所が故障しております。4か所については、緊急を要し修繕を行いまして、今回アイランド入り口階段照明と野球場の電光掲示板の修繕費として169万円。また今回の落雷により当初予算に計上しておりました修繕費を全部使いましたため、今後の修繕費を併せまして合計200万円をお願いするものでございます。

15節工事請負費11万6,000円につきましては、大春トリムセンターの武道場に、新型コロナウイルス感染症防止対策として、換気を行うために網戸の設置を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 全協の時説明いただいておりました。落雷だろうという説明だったんですが、落雷に間違いはないですね。その件が1点お尋ねしたいのが、避雷針設備は、うきはの体育センター、全て照明器具やっております。アイランドのほうちょっと調べてないけど、どんなふうになっとるかわかりません。その結果をお聞きしましょう。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） うきは体育センターはですね。避雷針のもともとの建築基準法に基づくものというのが、基準が20メートル以上のものは、必ず設置をすることになっております。うきは体育センターのグラウンドにあります照明4基につきましては、23.2メートルありますので、4基とも設置をしております。

またスポーツアイランドの野球場につきましては、6基ございますけれども、19メートルという高さでございますので、最初からの基準にははまっておりませんでしたので、設置をしていないところだと思っております。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鎌水 英一君） 法律上ですね。設置してないということですが、スポーツアイランドかスポーツって言って、それは若い方から高齢者の方みんな使いますよね。例えばですよ。この場合は、器具に落下しておりますけど、人に落ちた場合ですね。有料になろうと思うんですね。あそこの場合、夜は特にナイター使いますから。そうした時のですね、補償とかその辺を考えるためには、思い切って避雷針を2か所つければ大丈夫と思うんですけど、1メートルぐらいで法律を逃れたかもしれんけど、それは考えてもらいたいですね。

それと、この予算書の41ページかな。こういう建物災害共済保険料、それとか52ページの総合賠償補償保険料、こういうのを使ってですね。保険のほうの請求はされたのかな。たぶんこれは落雷だから下りると思いますよ。100%下りると思います。避雷針をどうでもつけてもらいたい。これはもう人の場合にも危ないと思います。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 一番最初に言われました。避雷針の設置につきましては、議員のおっしゃるとおりにですね。低いところだから落ちないということもありますし、現に、今度も落ちておりますので、スポーツアイランドで一番高いのが、野球場の照明でございますので、あそこに設置するのが1番だと思っております。また野球場のLED化もございまして、それと一緒に検討させていただければと思っております。

また保険の請求でございますけども、今、加入しております保険がありますけども、申し訳ありません、建物と工作物と動産というふうに、3つに分かれておりますけれども、LEDの照明というのが動産という形になっております。それで建物と工作物については、加入しておりましたが、動産についての加入していなかったために、保険の適応にならないということでございます。ほんとに申し訳ありませんが、今回の修理が終わりましてから、すぐに動産についても加入をしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 6番、鎌水議員。

○議員（6番 鎌水 英一君） 素晴らしいご返答いただきました。ぜひともよろしくお願ひしときます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

都市計画準備課の緒方課長より、後で説明するというので、言われておりましたので、ここで発言の申出がっておりますので、許可をいたします。

○議長（中野 義信君） 緒方課長。

○都市計画準備課長(緒方 寧君) 都市計画準備課です。

先ほど、補正予算書20ページの2款1項16目地方創生推進費、旧姫治小学校トイレ改修工事費について、櫛川議員より仮に対象施設が売却されたとして、今回のトイレ改修工事にかかる補助金の返還が出てくるのかという、御質問でございます。

地方創生拠点交付金の交付要綱において、交付金の決定の取消しが行われる場合としまして、例えば交付対象事業以外の用途に使用した場合、あるいは交付決定事業を継続する必要がなくなった場合が上げられております。

仮にですね、今回の対象施設の売却によって、用途の変更や必要性が無くなった場合、それは当然補助金の返還が考えられます。

仮にですね、もし今回無償貸与を行う事業者に、そこが売却先になったとして、そこがそのまま事業を継続する場合、当初認められた事業を継続する場合もあろうかと思えますけれども、ただしその場合でも、その所有権自体が市から民間に移るとか、その事業形態が変わることになりますので、そこで当然疑義が出てくると思います。

交付要綱には、そこまで細かく無償から今回のように売却になった場合を想定したようなところまで、まだ記載がありませんので、そのような事例が出てきた場合には、交付決定権者に個別に協議するものだと思います。

以上です。

○議長(中野 義信君) 次に、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。

山崎企画財政課長。

○企画財政課長(山崎 秀幸君) 企画財政課の山崎です。

36ページをお開きください。14款1項1目予備費18万7,000円の増額補正です。これは歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入に入ります。予算書の13ページをお開きください。

今回、非常に補助金とか交付金関係とかで、非常に項目が多くなっております。大変皆さんお疲れかと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

歳入、13款1項3目農林水産業費分担金、補正額150万円でございます。6款1項7目道路水路等工事費の10%の地元負担金分となります。

続いて14ページです。15款2項1目総務費国庫補助金、補正額3億3,667万6,000円です。まず1つ目が地方創生拠点整備交付金。先ほどから議題になっておりました、旧姫治小学校のトイレの改修分の交付金となります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億2,057万6,0

00円です。国からの枠としては、4億9,054万7,000円。通知をいただきましたけれども、今回そのうち3億2,057万6,000円を事業に充当するものです。今回充当先が18の款項目に分かれております。大変ご迷惑おかけしますがよろしくお願いたします。

まず予算書20ページのほうからですが、2款1項9目、これが300万円の財源組替えとなっております。

2款1項11目52万円。2款1項14目460万8,000円。2款1項17目1億6,515万4,000円。

続いて24ページになります。

4款1項3目189万4,000円の財源組替えとなっております。

同じく4款1項5目33万2,000円の財源組替えです。

続いて25ページです。

6款1項3目1,150万円、6款1項6目63万円の財源組替えです。

続いて26ページの6款2項2目825万の財源組替えとなっております。

続いて27ページ、7款1項2目6,212万円の財源組替えです。7款1項3目20万円の財源組替えです。

続いて飛びますが32ページ、10款2項1目1,314万2,000円です。10款2項2目2,458万5,000円の財源組替えです。

33ページになります。

10款3項1目443万7,000円。10款3項2目1,192万5,000円の財源組替えとなっております。

続いて34ページです。

10款4項3目85万9,000円。10款4項6目755万円。

最後に35ページになります。10款5項2目11万6,000円となります。

次に、予算書14ページのほうにお戻りください。

15款2項2目民生費国庫補助金で4つに分かれております。まず、子ども・子育て支援交付金で155万3,000円。3款2項9目放課後児童対策費に145万円。3款2項10目地域子育て支援費に10万3,000円。備品購入費に対する補助金となっております。

次に、子ども・子育て支援整備交付金、3款2項9目放課後児童対策費の千年学童保育所施設整備工事費に対する国庫補助3分の2の分となります。

続いて保育対策総合支援事業費補助金、これが3つに分かれておりまして、3款2項5目民間保育所費に136万7,000円。3款2項6目一般保育所費223万9,000円。

4款1項3目健康増進対策費24万5,000円。それぞれ感染防止対策の備品購入費及び補助となります。

ひとり親世帯への臨時特別給付金事業費補助金、補正額3,764万4,000円。これは、3款2項1目のひとり親世帯への臨時特別給付金、国の第2次補正予算による10分の10の補助事業となっております。

15款2項4目土木費国庫補助金、補正額1億8,527万2,000円。防災・安全社会資本整備総合交付金。いわゆる社交金で8款4項4目高見団地の建て替え工事に伴う、国庫補助金分となります。15款2項6目教育費国庫補助金、補正額550万円。学校保健特別対策事業費補助金として、10款2項1目小学校管理費に400万円。10款3項1目中学校管理費に150万円。それぞれ感染症対策の消耗費、備品購入費2分の1の国庫補助となります。

15ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、補正額183万3,000円。3款2項9目の千年学童保育所施設整備工事費、県の補助金6分の1の分となります。

16款2項3目衛生費県補助金、補正額40万7,000円の減額となっております。4款1項6目の食育推進教室委託料等の減額に伴う県補助金等の減額となっております。

16款2項5目農林水産業費県補助金、補正額1,972万2,000円。農村環境整備事業費補助金、6款1項7目道路水路等工事費の10分の4の県補助金分となります。水田農業振興対策事業費補助金、6款1項3目水田農業振興対策事業費補助金の3分の1の補助分となります。農業ハウス強靱化緊急対策事業費補助金は、同じく6款1項3目農業ハウス強靱化緊急対策事業費補助金の2分の1の補助分となります。

16款2項8目教育費県補助金、補正額860万5,000円。市町村立学校学習支援員等配置事業費補助金、10款2項1目669万3,000円。10款3項1目191万2,000円。それぞれ小・中学校の学習支援員等の配置に伴う補助金等となります。

続いて16ページをお開きください。

18款1項2目指定寄付金、補正額104万円。歳出のほうで説明いたしましたように、地域振興基金に積み立て、今後コロナ対策に活用させていただくものでございます。

次に17ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、補正額5,300万円の減額でございます。先ほど竹永議員からもちよつと御質問があったように、財政調整基金を5,000万円。ふるさと創生基金を300万円をそれぞれ減額し、それぞれの繰入金が最終的に財政調整基金が5億4,910万円。ふるさと創生基金が1,500万円となるようになります。

続いて18ページをお願いいたします。21款5項1目雑入、補正額242万8,000円。コミュニティ助成事業助成金250万円は、2款1項14目18節の宝くじ助成金分となります。2つ下のコミュニティ助成事業地区負担金2万5,000円は地元負担金分となります。

就学支援講座等個人負担金。こちらは2款1項12目の就学支援等の講座が、中止になったことに伴う減額でございます。

19ページでございます。22款1項1目総務債、補正額1,610万円。一般補助施設整備等事業債（地方創生拠点整備事業）、これは歳出予算2款1項16目で計上いたしました。旧姫治小学校のトイレ改修工事に伴う市債分となります。

同じく2目農林水産業債、補正額1,250万円。辺地対策事業債（林道整備事業）は、歳出予算6款2項5目で計上いたしました、林道の道路改良舗装工事に係る市債分となります。

同じく4目土木債補正額3億7,720万円。辺地対策事業債（辺地道路整備事業）1,400万円は、歳出予算8款2項5目道路改良舗装工事に係る市債分となります。合併特例事業債（一般道路新設事業等）4,410万円は、8款2項3目道路新設改良費に係る市債分となります。公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）2,700万円は、8款2項2目で計上いたしました道路舗装修繕工事費に係る市債分となります。緊急自然災害防止対策事業債2,000万円は、8款3項4目河川改良費に係る市債分となります。

公営住宅建設事業債2億7,210万円は、8款4項4目高見団地建替建設工事に係る市債となります。

5目消防債、補正額3,980万円ですけれども、これは9款1項3目消防第8分団の詰所新築工事に係る市債になります。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

17ページに先ほどお尋ねいたしました財政調整基金の5,000万の減額は、どのような理由でこのような措置をとられたのか。その内容等も含めて教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 財調基金の減額の理由でございますが、今回、国県の事業の補助金等が入ってきておりますので、その分で一般財源分がその分減額になりましたので、

5, 000万円減額をさせていただいたところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ということは確認になりますが、先日、全員協議会7月22日でいただいた分の第1陣の財政調整基金から一億数千万出した分が、その中の事業が国県の補助金が出たので、財政調整基金に戻したというか、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今回、地方創生臨時交付金がかなりの金額入ってきておりますので、1次支援策からずっと当初予算を含めまして、財源の充当をさせてもらっております。

その結果5, 000万円。財調からの繰入れが減額できるということになりましたので、そういうことで処理をさせていただいたところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。3回目、4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 14ページの2項1目で、先ほど新型コロナウイルス感染症対策が4億9, 000万円ほど入った中で、3億2, 000万の支出ということですが、残りについては、これからの第2波のコロナ対策、あるいは今回の臨時議会の審議の中で、こういうコロナに対する対策をしてほしいという要望を出していけば、9月の議会の中でまた新たに考えていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、竹永議員から言われたように、残りが約1億7, 000万ほどございます。市長のほうからも答弁がありましたように、これからの第2波、第3波を見越して、今後また必要な措置を打っていきますので、その財源に使わせていただきたいと思っております。

それは、もう9月とかきちんと言えませんが、そういう来たるべき時期に対応策をうっていききたいと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回コロナ対策というのは、うきは市の独自策というのは、基本的には、国からの地方創生臨時交付金に基づき実施していると考えてよろしいのか。そうすると、今企画財政課長がおっしゃったとおり、あと1億7, 000万ほどそれを第2波に適応すると。

仮にそれで賄いきらんような状態があったとき、うきは市の予算はどこを削減していくのか。そういったのを検討されているのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） うきは市も財源が厳しい状況でございますので、なるべく国なり県の事業を使ってそれに対応していきます。必要な財源ですけれども、今後ですね、今イベント等の中止で減額してきてるところもあるし、今後も予算を精査して、見直せるところは見直して行って、できる限りそういう部分で財源を生み出して、極力、一般財源からあまり持ち込みがないようにとは考えておりますけれど、第2波、第3波がこれからどのようになるのか読めませんので、そこら付近はしっかり考えていかなければならないかと思っております。

国の臨時交付金だよりと言いますか。そういうだけでもいけない部分があるかと思えます。その分は、まずそれぞれの所管の事業もう一回見直してもらって、少しでも財源を捻出して対応していかなければならないと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 2点ちょっと確認ですかね。

資料をいただいております。トータル的な、新型コロナウイルス感染症対策支援特別財源の活用について、今、竹永議員、組坂議員からも関連みたいな質疑があってございました。今回の補正の来たる財源が2次配分の4億9,054万7,000円ですね、総額で。これはもう国の2兆円の配分になって、この間、総務産業であれした時ちょっとお尋ねしたんですけどね。今回の収入財源が3億2,057万6,000円ということで、約1億7,000万ぐらいの差があります。お尋ねしたいのは、この配分がですね、4億9,000万円というのが、どっと入ってくるんじゃないような仕組みになってるんでしょ。仕組みというか、国から全額ボンと来るといものなのか。何回かに分けて配分し、市としては収入調定によって、予算化するということになるんでしょうけど、実態がどうなのかを参考までに教えてください。

それともう一つは予備費、前議会で指定管理のアリーナとゆうゆうセンターの、これを予備費のほうに全会一致で落とした経緯ではありますが、その後の運営状況なり、それに係るもともと6月議会の計画的なものはなくなりましたが、その動きが現状どうなのかを1つお尋ねさせて下さい。

以上2点、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） まず1点目の御質問です。この地方創生臨時交付金でございます。これは今来てるのが上限額として示されているわけでございます。最終的には実績に応じた金額になるかと思えます。今のところ、いつ頃来るのかとまだ正式な通知はきてな



いんですけれども、おそらく年度末ぐらいになってくるのかなと思っております。

それから、予備費の例の指定管理の支援金の関係でございます。こちらにつきましては、今関係所管と協議をしているところでございます。いろいろ御指摘いただいた分も含めまして、もう一度精査をして、しかるべき時期に議会のほうに御相談を申し上げたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 分かりました。ちょっと確認ですけど、この交付金の実績払いということになりますと、資金運用の面が出てくると思うんですよ。その辺は大丈夫と思うんですけど、ちょっと金額も結構ありますからですね。その辺はどうなさるのか。参考までに教えてください。

以上です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほども答弁させてもらったように、時期的には年度末になってくるかと思えます。うちのほうは、幸い今のところ基金を持っておりますので、まず基金を取り崩さなくてすむように、やっていきたいと思っておりますが、ちょっとそれは実績によりますので。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで14款予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 市民生活課白石です。

39ページをお開きください。

議案第43号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。債務負担行為。第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。令和2年8月3日提出、うきは市長高木典雄。

41ページをお願いします。

第1表債務負担行為でございます。次期クラウドシステム導入に伴う行政情報システム構築費でございます。市全体のクラウドシステムについては、一般会計補正予算のところ、説明がなされたところでありますが、国保のシステムについても新システムへの移行となるものでございます。令和3年度から令和7年度までの5年間の委託契約を行うもので、本年度中に導入作業に着手しますことから、期間は令和2年度から令和7年度まで。限度額は8,172万5,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） すみません。単純です。

債務負担行為分かりました。ただ現計予算に何も上がってないですね。国保はですね。債務負担行為のみ上げて。さっき答弁した、契約次第、何らかの予算を計上するでよろしいんですか。確認です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 今申し上げましたように契約そのものは、令和3年度からですので、来年度からの予算になります。ただ今年度中に着手する必要があるということで、令和2年度からにしております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 議案の委員会付託

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案の委員会付託表のとおり、付託することに決しました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 4 時13分散会

---



---

令和2年 第3回(臨時)うきは市議会会議録(第2日)

令和2年8月5日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年8月5日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第42号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第43号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第44号 公の施設の区域外設置について
- 日程第4 議案第45号 うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 追加議案上程 議案第46号から議案第47号 2件  
意見第3号 1件
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第46号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第47号 うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 意見第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 令和2年度うきは市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第43号 令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第44号 公の施設の区域外設置について
- 日程第4 議案第45号 うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 追加議案上程 議案第46号から議案第47号 2件  
意見第3号 1件

- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 議案第46号 令和2年度うきは市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第47号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 意見第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

---

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鑓水 英一君	7番 熊懐 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 今村 一郎君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 田籠 正規君

総務課長兼浮羽市民課長	……………	中野昭一郎君	
監査委員事務局長	……………	佐藤 重信君	会計管理者 …………… 松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………		石井 孝幸君
企画財政課長	……………	山崎 秀幸君	徴収対策室長 …………… 田尻栄三郎君
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………		白石 孝博君
保健課長	……………	原 廣正君	福祉事務所長 …………… 末次ヒトミ君
住環境建設課長	……………	村岡 薫君	都市計画準備課長…………… 緒方 寧君
水資源対策室長	……………	吉松 浩君	
うきはブランド推進課長	……………		樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………		石井 太君
学校教育課長	……………	瀧内 教道君	生涯学習課長 …………… 井上 理恵君
自動車学校長	……………	高木 慎君	財政係長 …………… 江藤 良隆君

---

午後 1 時 30 分開議

- 議会事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。
- 議長（中野 義信君） ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第 1. 議案第 4 2 号**

**日程第 2. 議案第 4 3 号**

- 議長（中野 義信君） 日程第 1、議案第 4 2 号令和 2 年度うきは市一般会計補正予算（第 4 号）及び日程第 2、議案第 4 3 号令和 2 年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案第 4 2 号の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。11 番、伊藤総務産業委員長。

- 総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただ今議題となりました、議案第 4 2 号令和 2 年度うきは市一般会計補正予算(第 4 号) の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、田籠市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費

目の趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

令和2年度当初予算は6月の市長選を控え、骨格予算となっていたため、今回はその肉づけの予算となります。当初8億7,110万円の肉づけ予算を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、緊急性の低い事業を中心に見直しを行い、1億5,236万円を減額し、7億1,874万円の肉づけ予算計上となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策うきは市独自支援策（第3弾分）の増額補正予算が計上されています。その主な部分のみ報告します。

2款1項総務管理費。14目地域コミュニティ推進費は、田籠、大石、御幸コミュニティセンターのトイレ改修工事を行うもので、田籠、大石は男女兼用から男女別へと改修、御幸は和式を洋式に改修するものです。

16目地方創生推進費。旧姫治小学校の跡地をオートキャンプ場として活用することに伴い、トイレ等の改修を行うための設計監理委託料及び改修工事費の予算計上であります。子供用を大人用へ改修し、浄化槽を10人槽から50人槽へ改修する工事です。オープンは今和3年度末を予定しているとのことですが、市内の子どもが学びの場としても活用できるよう、また長く活用してもらうよう、市が関わっていくことを要望いたしました。また、6月定例会において指摘しておりました消防水利であるプールの活用について確認すると、消防水利として確保したうえで、支障がないように使ってもらうことで進めているとのことでした。

17目新型コロナウイルス感染症対策費。第3弾の独自支援策にかかる補正予算であります。

アフターコロナにおける新しい観光客誘致を図るため、交通費、宿泊費等の経費を助成する「新しい生活様式を用いた観光客誘致による地域産業支援事業補助金」については、ワーケーションに対する経費を上限なしの2分の1助成するものです。その実効性について問うと、全国を対象としており、都市計画準備課において申請受付し、実績に基づいて助成を行うとのこと、PRについては、新型コロナウイルス感染症拡大状況を見ながら、慎重にかつ積極的に新聞社やメディアに働きかけを行っていくとの説明がありました。ちなみに、ワーケーションとは、仕事と休暇です。

次に、移動スーパーを導入する事業者に助成する「移動スーパー参入促進費補助金」は今回1事業者の新規参入で、吉井地区を中心に展開するものです。移動スーパーは有効な事業だが、業績を上げるのは難しいので、市の支援が必要ではないかとの質疑に対しては、サポートは行いたいと考えており、支援が必要な場合は調査しながら施策を考えていくとの回答



でありました。

次に、新型コロナウイルスで出荷量が減少している製材業を支援するため、製品出荷に係る運賃費用を2分の1助成し、事業者の経営継続を図る「製材品等流通対策事業費補助金」。県の木材業者名簿に登録された20事業所が対象となるとのことで、名簿により確認を行いました。

事業者への支援として大きいのが、アフターコロナにおけるV字回復を図るため、市内の旅館やホテルへの宿泊客や日帰り旅行客に旅行費用の一部を助成する「うきは宿泊・日帰り旅行助成補助金」であります。6月定例会において、総務産業常任委員会より提出した附帯決議を踏まえ予算計上されたものです。期間は9月1日～3月中旬で、国が行うGO TOトラベルキャンペーンとは重複できないようになっており、事務についてはうきは観光みらいづくり公社に委託予定とのことです。対象者は5,000人から6,000人を見込んでおり、PRについては、旅館の顧客に直接アプローチを行い、またメディアやチラシを活用しながら、コロナ対策を万全に行ったうえで県内で宣伝していくとのことです。

6款1項農業費。新型コロナウイルス感染症対策うきは市独自支援策として、地元産の農産物を学校や保育所の給食に提供するための予算、また、肉づけ予算として、県の補助金を活用しながら水田農業振興対策、農業ハウス強靱化緊急対策を行うための予算が計上されています。

6款及び8款では、公共工事業予算が計上されています。道路維持、一般道路新設改良、河川改良、林道維持、農村環境整備、辺地道路等を整備するため、測量登記委託料、工事請負費等で合計1億4,650万円の計上であります。事業内容についてそれぞれ説明を受け、確認を行いました。事業執行においては、計画的に行うよう、申し添えました。

8款住宅費は、新治団地外壁保護のため木部塗装を行う営繕工事予算の計上、また、高見団地及び兎渡島団地を解体し、高見団地用地内に令和2～3年度にかけて5階建て住宅を整備するための監理業務委託料、建設工事費等を計上しているものです。

9款消防費は、市消防委員会の「消防団組織の見直し」に関する答申に基づき、第8分団第2・3詰所を統合して移転新設するための新築工事費及び解体工事費を計上しているものです。移転場所は、市有地である三春工業団地入り口の緑地帯で、第5分団第1詰所を参考に、要望を踏まえて設計中であると説明でした。

最後に、補正予算審査の中で、委員より、防災に関する意見、要望等が出されました。自主防災組織が機能していないので、消防団と連携して育成していくことが重要であるとの意見。それから、災害時の避難所における3密を避けるため、ダンボールベッドやパーティション等防災関係予算の要求や、浸水想定地域における排水対策をお願いしたいとの要望が出

ておりますので、報告しておきます。

以上、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねします。

2ページの下から2つ目の段落ですが、事業者への支援策として6月定例会において総務産業委員会より提出された附帯決議があったと思います。その点で、現状、ホテルや旅館への活用というか利用状況、あるいは、ホテルや旅館の困り具合とかその辺が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 旅館、ホテルの何割減とかいう数字は聞いてません。

しかしながら、6月に附帯決議出したように、一番困るととが旅館とかホテルじゃなかろうかと、そういうところの手当てを先にやってくれというような附帯決議を出してました。それでそのように今回の補正でなされてますので、委員会としてはそれでいいんじゃないかということです。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻り下さい。

次に、議案第42号の一部及び議案第43号を厚生文教常任委員会に付託していました。

審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただ今、議題となりました、議案第42号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第4号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が分割付託されておりました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を主な部分のみ報告します。

審査には関係部署の課長、係長等に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、2款1項17目11節需用費3,000万円の増額については、新型コロナウイルスの第2波、第3波に備え、マスク、消毒液、フェイスシールド、防護服等を市で一元的に備蓄し、必要に応じて施設等に配付して感染症拡大防止対策の拡充を図り、安全安心なうきは市を目指すためのものです。

委員からは配付基準の必要があるとの意見や効果的な配付を行うべきとの意見、各省庁の補助金等も十分に確認して、もれなく活用してほしいとの意見が出されました。

次に、２款１項１７目１８節備品購入費１４万１，０００円の増額については、新しい生活様式に対応し、新たな市役所の在り方を実現するため、自宅から市役所に相談ができるオンラインカウンセリングを実施するため、ノートパソコン購入するものです。

次に、２款１項１７目１９節学業継続支援事業給付金７９０万円の増額については、新型コロナウイルスにより影響を受けた高校、大学、短大、専門学校等に通う子どもがいるひとり親世帯に対して、高校生一人当たり５万円、大学、短大、専門学校等一人当たり１０万円給付するものです。

次に、２款１項１７目１９節臨時特別出産応援金１，６５０万円の増額については、国の特別定額給付金が４月２８日以降に生まれた新生児に支給されないことに対応するため、令和２年４月２８日から令和３年４月１日生まれの新生児に一律１０万円を給付するものです。

次に、２款１項１７目１９節小中学校給食支援金２，９５４万７，０００円の増額については、小中学校の臨時休校及び夏休みの短縮による子育て世代の負担を軽減するため、小中学校の給食費を３か月間支援するものです。

次に、２款１項１７目１９節保育施設等従事者応援金８００万円の増額については、新型コロナウイルスの影響により、新しい保育環境が求められ、厳しい労働環境におかれている保育施設、幼稚園施設従事者や放課後児童クラブ従事者を応援するため、保育施設等従事者一人当たり３万円を給付するものとの説明でありました。

次に、３款２項１目１９節ひとり親世帯への臨時特別給付金３，５７１万円の増額については、国の第２次補正予算である低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金に対応して、児童扶養手当受給世帯等に１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円及び収入が減少した児童扶養手当受給世帯等に１世帯５万円を給付するものです。

委員からは周知方法について質疑がありましたが、ホームページ、広報誌、児童扶養手当更新手続き時等において周知するとの回答でした。

次に、３款２項５目１９節保育対策総合支援事業費補助金１３６万７，０００円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策における私立保育施設の改善のため、空気清浄機等を購入するための補助金を助成するものです。

次に、３款２項６目１８節備品購入費２２０万６，０００円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策における公立保育施設の改善のため、空気清浄機を設置することにより、感染症拡大防止対策の拡充を図るとの説明でありました。

次に、１０款２項１目及び１０款３項１目の１節報酬及び９節旅費８７８万８，０００円

の増額については、臨時休校に伴い学習の遅れが心配されていることに対応するため、全小中学校に各1名、計9名の学習支援員を配置し、スクールサポートスタッフを全小中学校に各1名、計9名を配置し、学校における感染症拡大防止対策の拡充を図るものとの説明でありました。

次に、10款2項1目及び10款3項1目の11節需用費、15節工事請負費及び18節備品購入費2,552万4,000円の増額については、各小中学校に網戸を設置し教室の換気を行うとともに、必要な備品等を購入することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の拡充を図るものです。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、子供達が安心して教育を受けるために必要な対策と言えます。

次に、10款4項6目の18節備品購入費595万4,000円の増額については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、在宅で過ごす時間が多くなり、その時間を少しでも有意義に過ごしてもらうため、図書館の蔵書を増やし、読書環境の充実を図るものとの説明でありました。

次に、10款5項2目の11節需用費200万円の増額については、落雷によりスポーツアイランドの入口階段照明と野球場の電光掲示板が故障しており、その修繕を行い、また当初予算が早期にゼロとなったため、今後の修繕に備えるものです。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

次に、議案第43号令和2年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、うきは市全体のクラウド業務システムが、次期システムに着手することに伴い、国民健康保険業務システムについても国が主導する別個の個別クラウド、新システム「国保標準事務処理」に移行するものです。令和3年度から令和7年度までの5年間の委託契約を行うもので、今年度中に導入作業に着手することから、期間を令和2年度から令和7年度まで、限度額を8,172万5,000円とする債務負担行為を計上するものとの説明でありました。

以上、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて、質疑を行ってください。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 質疑というより、この報告書を聞きながら思ったんですけど、まずは、記述を読みますと、補正予算ですね、すべての項目が新たに今回独自の政策で初めて予算化されたという内容も中にはありまじょうが、ところがみんな増額増額増額。

個別の節の事業そのものの表題を掲げて、全部が増額になっちょるとです。

結局、新たなやつは増額じゃなくて新設されたんでしょうが。ここ皆さん読んでみると、全部増額なんです。どれとどれが新設されて新たに予算化されて、どれが今までの現計予算にこの金額がプラスされたものが増額という表現になろうと思うんですよね。全部増額になってますから、その辺はちょっと注意されたほうがいいと思います。どれとどれが新たなのか、わかりますか。

もう一つは、この説明の記述が、本会議の執行部の皆さんが説明された内容を羅列しているだけなんです。どういう審査をして、どういう問題があつて、結果こうですよというものにならないと、これは報告にならないというふうに思うんですが。

これは私の思いでありますんで、ひとつ参考にさせていただければと思います。何かコメントがあつたらお願いします。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） この報告書は、新型コロナウイルス感染症対策によって新設されたもののみ私が報告をさせていただきました。これ以外に、今御指摘がありましたように他の項目については触れていない、触れていないと言うとがらるるけど、ほとんど新型関係の新設のみ報告をしたつもりでございます。

今後そういうことがありましたら、また処理して今後考えていきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） どうも委員長は、今私が指摘されたことが理解されてないようでございますので。確かにその項目を審査されたというのはわかるんですよ。でもこの記述の在り方と報告そのものが、内容がすべて本会議で担当所管の課長が説明したとおりの内容しか上がってないじゃないですかと。そこに審査した経過、課題、問題点、意見、いろんなものの要約したものをしないと報告にならないということを申し上げたんで、その辺を踏まえて今後よろしく願いをいたしときます。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 報告につきましては、あえて総務産業常任委員会と一緒にした意見がほとんど出ておりました。空気感染の問題とか。（発言する者あり）いや、だから同じようなものだったから、ここに記載してないんですよ。

（「いま一度ご検討ください」と呼ぶ者あり）

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） はい、分かりました。

○議長（中野 義信君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで厚生文教常任委員長の質疑を終わります。委員長、自席へお戻り下さい。

これより議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第44号

### 日程第4. 議案第45号

○議長（中野 義信君） 日程第3、議案第44号公の施設の区域外設置について及び日程第4、議案第45号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第44号及び議案第45号は、総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） ただ今議題となりました、議案第44号公の施設の区域外設置について、審査の経過と結果を報告します。

うきは市バスの全体的な見直しを行い、うきは市外の朝倉市杷木までバス路線を延伸することを予定しておりますが、このバス路線が「公の施設」に該当することから、地方自治法第244条の3の規定により、朝倉市と「公の施設の区域外設置に関する協議書」を締結す

ることについて、議会の承認を求めるものです。

見直しについては、1点目、山春線、大石線を一本の路線とし、うきは市外の朝倉市杷木まで延伸する。2点目、庁舎間バスを廃止し、庁舎間バスのルートを踏襲し、吉井線として路線を新設する。3点目、運行日や料金体系の見直し。以上3点です。

質疑では、2台で運行すれば、市民の利便性が上がるような運行時間を設定できるのではないかとの指摘がありましたが、民業圧迫にならないようにすることが大事であることから、当面1台で運行し、将来的には事業者と一緒に事業ができるような提案をしていきたいとの説明を受けました。

また、市民の関心が薄く、バスに対する信頼性が低いことから、バス停のデザインを工夫すること、バス車両自体を目立つような色やデザインを施すこと、広報等で周知を行うこと、利用者の声を反映させていくこと等の意見が出されました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。市バスの路線、運行区間の変更併せて、使用料の割引制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものです。

料金体系は、小学生以下は無料。身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている者については、半額の100円。それ以外の方は200円とし、併せて、障害者、運転免許返納者は1,000円。それ以外の方は2,000円の1か月フリー乗車券を新たに導入するものです。導入後、1か月の無料乗車期間を設けるとの説明でありました。

質疑では、運転免許証返納者と、もともと運転免許を取得していない方との公平性を問題視する意見が出され、後期高齢者の区分を設けてはどうかとの提案がされました。答弁としては、利用者がほぼ75歳以上であるので一律100円となってしまう、収入が落ちること。また、地域公共交通会議で同意いただいていることから、今後検討していきたいとのことでありました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を述べて、質疑を行ってください。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけ教えていただきたいと思います。

5ページで、最後に言われましたが、委員会審議で出された意見が、5ページの下から3行目ですが、地域公共交通会議で同意いただいていることから、今後検討していきたいとの

ことでありましたということですが、地域公共交通会議の存在を否定するわけではありませぬけれども、議会が市民の代表の集まりとして出された意見と、どちらが優先されるのかなど。

議会に出された要望等を地域公共交通会議で採用していただきたいような気がするんですけども、こっちで決めたら議会での意見は次ですよというのは、あまりにも無謀というか、議会軽視というようなイメージで受け止めたんですが、その辺はどのように理解していいのか教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 地域公共交通会議の話も出ましたが、一番のところは、今ずっと前にアンケートをとった場合、ほとんどが高齢者ということで、そこを割引したらですね、いよいよ経費がかさむということで、当分の間これでやらせてくれということでしたので、最後のほうに書いとるでしょ、今後検討していきたいという答弁をもらいましたので、委員会としては全会一致ということで可決しました。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかに質疑ありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 4ページの真ん中へん。議案第44号です。

表現がちょっとわからないので聞きたいと思って。3点目の下のほう、また市民の関心が薄くとおっしゃって、それからバスに対する信頼性が低いというふうに書かれているので、これはどういう意味なのかなというのが、表現が誤解されるといけないと思うので、適切な言葉を教えていただければと思います。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 今使っているバスがシルバーでほとんど目立たんと。バスが来よるとも何もわからんと。そいき、バス停におつても見過ごす可能性がある。それで、バスが来よるとも誰も気が付かんくらいのバスじゃいかんけんで、目立つようなバスにしていきたいという委員からの意見がありました。そういうことです。

そすと、なんじゃったつけ、もう一つは。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） じゃ、関心をより強く見せるということと、バスがより信頼できるようにという意味ですね。逆説的な発言、表現ですね。そういうことだったんですね。分かりました。いいです。

○議長（中野 義信君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで総務産業常任委員長の質疑を終わります。委員長、自席へお戻り下さい。

これより議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第5. 追加議案上程

○議長（中野 義信君） 追加議案の上程を行います。

議案第46号から議案第47号2件、意見第3号1件を上程します。

---

#### 日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日追加提案いたします議案は、予算案件1件と条例案件1件の2件でございます。

議案第46号は、令和2年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億6,453万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは基金繰入金4,900万円。市債7,910万円の増額補正を計上いたしております。歳出は、災害復旧費で農林水産業施設災害復旧費6,220万円、公共土木

災害復旧費 6, 800 万円の増額補正を計上いたしております。

議案第 47 号は、うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活等に影響を与えていることを踏まえ、市長、副市長、教育長について給料の減額を行うものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 提案理由の説明が終わりました。

---

### 日程第 7. 議案第 46 号

○議長（中野 義信君） 日程第 7、議案第 46 号令和 2 年度うきは市一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項毎に担当課長より説明していただき質疑に入りたいと思います。

まず予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さんこんにちは。企画財政課の山崎です。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 46 号令和 2 年度うきは市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度うきは市の一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3, 020 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188 億 6, 453 万 2, 000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。令和 2 年 8 月 5 日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして 5 ページをお開きください。第 2 表、地方債補正についてでございます。

2 件の追加となっております。農林水産業施設災害復旧事業 1, 110 万円。公共土木施設災害復旧事業 6, 800 万円。先月、令和 2 年 7 月豪雨災害の災害復旧事業として市債の借入れを行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） この補正第5号、これは令和2年7月豪雨洪水概要ということで全員協議会の報告の資料でいただきました。これがもうほとんど網羅されてあるのか。

それが1点と、あとかなり被害額がですね。5億ぐらいが出るのではないかと行ってたんですけども、1億3,000万ということでございますから、また後で追加が出るのか。9月にですね。その辺も聞かせていただきたいと思います。

それから、令和2年7月豪雨被害調査ということで、令和2年7月28日現在の調査報告書をいただいております。この中にですね、住宅被害、床上浸水2棟と書いてあるんですよ。それも浮羽町古川ということでございます。3棟の間違ひではなかろうかと思いますが、あそこの長野の桜井と僕は思っていましたけれども、あそこは古川に行政区はなるんですか。

それが1点と、どっち転んでも、あそこは8年前の北部九州豪雨災害の時でも床上浸水してるわけですね。というのが筑後川の堤防が低いというか、ないというか。

だから、ちょっと大雨が降れば溢水するような、越水ではないですね。溢水の方ですね。しかし、国土交通省の要望を見ると溢水じゃなかろうかと思うとですね。堤防のないところから水が溢れ出した。溢水、どっち転んでも堤防が低うございますので、これは、何度か筑後川河川事務所のほうに要望書を出してですね。そして一応土手のかさ上げをするということで計画がなっておりました。

それが、まだ8年経ってもなされてないという状況でございますので、これを1日も早くかさ上げをしていただきたいと。そのことについて計画は出来ておりますけれども、実施はいつごろになるのかをお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 先ほど御質問いただきました。災害調査の報告の床上浸水2棟でございますが、こちらにつきましては桜井の方の床上浸水2棟になります。

○議長（中野 義信君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課石井でございます。

28日付けの全員協議会でお示いたしました資料につきましても、床上浸水、これは長野の先のところになりますけれども、住所上が古川ということになってございます。それから質問の最初の総額かということでございます。今回につきましては、先行して事業実施体分の予算要求をさせていただいておりますので、その他については、また科目の中の時に少し説明を加えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 最後に御質問のありました、筑後川の隈上川との合流点の無堤のところでございますが、一応毎年ですね。筑後川の改修期成同盟会といたしまして隈上川と筑後川のほうの合流点後の改修という所の、御要望は毎年差し上げているところでございます。

現在、その取っかかりといたしまして、長野橋上流のサイホンの所ですね。そちらのほうの改築工事に現在取りかかられているというところでございます。また筑後川のところにつきましては、まだ用地協議が済んでない部分がございます。そちらのほうを進捗に併せて工事のほうをやっていくということで、筑後川河川事務所のほうには伺っております。

今後も引き続き筑後川改修期成同盟会なりですね。また、毎年筑後川河川事務所との意見交換会もございますので、そういった場の中で御要望等を差し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 住所が古川ということで、じゃあ行政区も古川になるのか。

ちょうど浸水した次の日にですね。あそこ現地を見せていただきました。もう皆さん地域の方が出られてですね。畳を出したりですね。家具を出したりしてですね。それを軽トラで運んでおりましたけれども、ほんと悲惨なものでございます。

それを見た限りは、僕は3棟と思ったんですが、これには2棟と。これは無線放送でも言われておりましたけども、床上浸水したところは連絡してくださいと、だけん連絡がなかったから2棟なのか。その辺もちょっと、それと床上浸水の場合は、たしかこれは見舞金だけですかね。見舞金だけを払うだけやったですかね。あとは、もう自分たちの保険で賄うということでしょう。

しかしあそこは土手がないと、僕は思っているから溢水と思っているんですよ。溢水という捉え方なのか。溢水と捉えているのか。市長は、国土交通省におられましたのでどっちの語句が正解なのか。僕は溢水と思いますけれども、であるならば一級河川ですから、もう1日も早くほかの所もさておきながら、あそこも同時進行で土手のかさ上げをですね。計画には上がっておりますので、早急に進めていただきたいとそうせんと、また、毎年こういう豪雨災害は激しくなってきたので、また来年の梅雨時はもうそこに住んでる方寝られんですよ。強くこれを求めるものでございます。だから見舞金の場合は当初予算で上がっておったからですね。その見舞金だけなのか。あと何も補償はないのか。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 河川管理上の定義でいきますと、議員御指摘のように、堤防のあるところで氾濫した場合は、越水。堤防がないときには溢水、という区分けをしておりますが、しかしながら、私は全部氾濫地域ということで、国土交通省に抜本的な改善要望を、ずっと言い続けておりますし、今回の災害を受けても、そういう対応をさせていただいております。

それから床上浸水でございますが、ちょうど地区がですね。桜井地区と接してはありますが、古川の中鶴地区でございます、一番井延川の合流口に近い3戸が床上浸水であります。

ただ、3戸のうち1戸がですね。空き家でございますので、統計上ですね。人が住んでいる所のみを統計するということで、こういう表記をさせていただいております。

それから、支援策については、当然見舞金制度がありますが、そのほかにもいろんな税の減免措置等もございますので、しっかりですね、被災された皆さんには寄り添って対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課でございます。

予算説明書14ページをお願いいたします。

14ページ、11款1項農林水産業施設災害復旧費、1目の農地災害の関係でございます。

13節委託料2、400万円、災害査定に上げる16件分の予算となります。

15節工事請負費、全体26か所の工事災害か所のうち、小災害等で10か所400万円を予算予定をしております。

続きまして、2目農業用施設災害復旧費、13節委託料1、800万円。こちらにつきましても、農地同様6件の災害査定的设计委託料になります。

15節工事請負費全体18件のうち12か所は、小災害あるいはJV等での復旧ということでございます。12か所700万円を計上いたしております。

3目林業用施設災害復旧費、13節委託料300万円。こちらは災害査定に予定をしております。2件分の設計委託関係になります。

15節工事請負費620万円、こちらは、全体10か所のうち8か所、小災害あるいはJV、地域維持型建設共同企業体の中で土砂撤去が中心になります。工事という形ではなく共同企業体の工事という位置付けにさせていただいております。全体で現在54か所の工事被害が出ております。今回の予算につきましては、この54か所のうち災害査定に上げます委託料4、500万円。それから小災害の復旧費1、720万円。

その他の9, 200万円程度の見込み予算については、9月補正の中で改めて要求をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど櫛川議員のほうから御意見のありました。他の災害はということでございます。例えば農業用災害等につきましても、9月あるいは12月の予算要求の中で御提案させていただきたいと思っております。現在、防災無線等で全体の意見要望等の集約を行っているような状況でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 予算書15ページ目をお開きください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。災害査定の特許料として、6,800万円の計上でございます。内訳としましては、道路のほうで14路線、河川のほうで4河川、橋梁が1橋という形で、全体で6,800万円の設計特許料になります。

一応、公共土木施設災害といたしまして、全体的に小災害含めまして55か所程度発生しておりますが、そのうちの今回19か所災害査定で上げる予定のところの分の設計特許になります。

今回は設計特許の分になりますが、一応今後工事費のほう算出してですね。9月議会、12月議会で工事費のほうの要求を予定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで11款2項の質疑を終わります。

次に、歳入について一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 予算書11ページを御覧ください。

13款2項4目災害復旧費負担金です。全部で210万円の補正となっております。内訳は農地災害復旧費負担金が140万円と農業用施設災害復旧費負担金が70万円となってお

ります。

続きまして12ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金4,900万円の増額補正でございます。これに伴いまして、最終的には5億9,810万円の財政調整基金からの繰入れとなります。

続いて13ページ、22款1項7目災害復旧債の関係でございます。

1番右のほうでございます。農地災害復旧事業債、先ほど説明がありました、11款1項1目の分でございます。こちらが260万円。次に、農業用施設災害復旧事業債11款1項2目の分でございます。450万円。林業用施設災害復旧事業債、先ほどの11款1項3目でございます。400万円。

次に、公共土木施設災害復旧事業債、11款2項1目の分で6,800万円。それぞれ増額の補正をさせていただくところでございます。

なお、国、県の補助金等につきましては、この後の査定後に財源の組替えをさせていただく予定にしておりますので、そういうことで御了承をお願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） どこでお尋ねしていいかわかりませんでしたので、ここで尋ねいたします。

13ページで災害復旧費が上げられております。私も議員になって全協とか議会運営委員会が6月、7月、これから9月、10月にあった日に限って、大雨があつたり同じような場所が、ほぼ毎年のように氾濫したり、今回ちょっと巨瀬川で言えば決壊というに近い状況の部分があつたわけですが、そのような状況を見た時に年度別と言いますか。その災害が起こらない、あるいは、減災となるような計画というのは、どこで立てられてその予算はどこに上がっているのか。教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 竹永議員御指摘のとおりですね。毎年大雨によりまして、同じような箇所が浸水しているような状況は、私も認識しているところでございまして、そういったところ、減災を図る上では、ハード整備、ソフト整備、それぞれあろうかと思ひます。ハード整備につきましては、市のほうで管理する河川なり道路なりにつきましては、私ども住環境建設課のほうで責任を持ってですね。当初予算なり、今回肉づけ予算でも、千代久谷川の工事費を上げさせてもらいましたが、そういった所で減災対策をとっておるところ

でございます。

災害復旧につきましては、実際道路の斜面とかですね、河川の護岸とか、そういった所が出水により被災したところの部分につきましては、その都度、災害復旧で予算をとっていくような形になっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（江藤 芳光君） では、歳入についてお伺いしたいと思います。

資料もいただいておりますので、概念はわかっているんですけど、1枚ものの5号の概要ということで、災害の復旧債、まだ今この急ぎですね、大変御苦労をかけて概算をはじき出している状況で、いろいろお尋ねする状況ではないことは承知しております。ただ、さっき財政課長のほうからもありましたとおり、とりあえず歳入財源としては、復旧債をここに計画をして、実際9月補正で査定が終わっていくと、確実な数字が出てくるというふうに思います。

あと国県の補助の関係等ともですね。具体的に出てくるかと思いますが、この復旧債の概要をちょっと平成24年からの頭の中から消えておりますので、大ざっぱで結構ですけども、こういう場合の財源の確保についてですね。

そすと、ここで見ると、公共土木の方は一般財源はゼロですよ。この違いもあらましで結構ですけど、ちょっとお願いします。

○議長（中野 義信君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 一応概要の概要ということで御理解お願いいたします。

一般単独復旧事業として、公共土木施設等につきましては、市債の充当率が100%になっております。それと農林水産施設、農地も含めましてこちらについては65%となっておりますのでございます。ちなみに交付税の措置率は、基本が47.5%で、また財政力の補正によりちょっと変わってくるということで、すいません、詳細はちょっと手持ち資料ありませんので。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第46号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は可決することに決しました。

---

### 日程第8. 議案第47号

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案第47号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。

追加議案書の1ページを、お開き願います。

議案第47号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略します。

次のページをお開き願います。

市長の提案理由でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が、地域経済や市民生活等に影響を与えていることを踏まえ、市長、副市長、教育長について給料の減額を行うものでございます。

改正の内容については新旧対照表を御覧ください。

附則第11項の次に新たに3項を加えまして、現行の12項、13項、14項をそれぞれ15項、16項、17項とするものになります。

新たに加わります12項は、令和2年8月から12月までの5か月間、市長の給与を20%減額する内容になります。13項につきましては、同様に副市長の給与を10%減額するものでございます。

14項は同様に教育長の給与を7%減額するものでございます。

議案書の2ページに戻りまして、最後に附則におきまして、この条例は公布の日から施行することを定めるものでございます。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと伺います。

まず1点目が、先ほど市長の提案理由で、新型コロナウイルス感染症で地域経済や市民生活に影響を与えていることを踏まえて減額を行うということで、その考えは御立派だと思うんですけど、本当に市民に寄り添うって、その市のトップ3の方の減給でほんとに寄り添っているのかというのが私は思っているところでございます。

もっとやるべきことがあるんじゃないですかという思いが1つと、その上で、やられるということであれば別に反対はしませんが、今回は12月までっていうその5か月っていう基準は何なのか。

5か月でコロナが収束すると考えられているのか。今後それが今全国的に増えてきておりますけれど、そういった場合どうなのか。5か月って意味がわからないもので、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の条例改正は、先ほど総務課長のほうから説明もありましたように、新型コロナウイルス対策に取り組む私ども三役としての姿勢を示したものであります。まさに今市民の皆さんが、大変苦しんでおられる中にしっかり寄り添って、少ない額ではありますが、新型コロナウイルス対象の財源に充てると、こういう趣旨で提案をさせていただいております。

期間が12月いっぱいまでというのはなぜかという話ではありますが、今後どういう展開になるのか、よくわかりませんが、全国的なこういう特別職の報酬減の在り方というのが、いろいろ全国各地に出ております。そういうことを参酌しながら12月31日までということで提案をさせていただいたところであります。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 分かりました。そちらにあつては別に追及はしませんが、私は市民に本当に寄り添うというのは、自分の給料もそうかもしれませんけれど、今回市の予算は肉づけ予算の中で事業見直しがされております。1億5,000万ですね。じゃなくて、全体である程度見らんといかんのじゃなからうかと。144億の当初予算があつた分からも見直しを凶ってですね。そういった中で削減できるものは削減をして、そういった対策費に使う方針だけでもですよ。補正予算で具体的に出せとは言いません。

今後、国の交付金も1億7,000万という話も聞いております。それが出らやったらど

げんするとか、うきは市の財政でどげん支援していくとか、そういった方針をはっきり示してから、それでも足らんなら、私は自分の給料も身を切らなんていうことだろうと思うんですけど、今回こういった提案をされとりますけれど、それはそれで、私は賛成しますけど、今後できましたら、有事の際のそういった方針ですね。市長の方針をはっきりこういった時には、だから言いたいのは、財政調整基金ですかね。それでもいいですよ。そういったのから利用してから対応を早急に進めるとか。あるいは予算を見直してですね。

本当に寄り添うということであれば、常任委員会の時話したこともあるんですけど、年間の光熱費やらを、みんなで10%我慢してそれを予算にみたつかやら、そういった方針を出して、そういったので予算を工面して利用しようかやら、今後そういったのをしなければ、来年度は今度は税金が入ってきません。そういったのが、私はほんとに市民に寄り添った対応策じゃなからうかと思ひましてですね。

今後も継続すると思ひますけれど、そういったのも加味しながらやっていただければと。まとめとしましては、今後そういった方針の市長のほう積極的に市民に向けてですね。言っていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、私どもの三役の報酬減だけではなくて、予算の見直しなんかもしっかりやらさせていただいております。

先ほど議員御指摘のように、今回の骨格予算の肉づけに当たりまして、通常ならばこれだけの予算をつけるべきところを、先ほどから総務産業委員長も指摘されてるとおり、1億5,200万近く削減させていただいております。

それから、前回6月の定例議会におきましても、議会のほうも委員会の行政視察を取りやめる。そして、コロナの財源に充てるという強いメッセージが寄せられてる経費もありますし、そして私どもの福岡県のポンプ操法大会が中止になりました。そういうのを減額させていただいてますし、今回の臨時議会におきましても、様々な例えば百年公園、あるいは、調音の滝公園を中止することによって必要な経費を削減するなどなど、6月と今回の臨時議会、合わせまして、現在1,214万8,000円を削減させていただいているところであります。

今後もしっかり予算の見直しを図りながらですね。当面する大きな課題であります。新型コロナウイルス感染症対策に万全の体制をして取り組んでいきたいと、そのことが市民の皆さんの痛みに寄り添うものだと、このように承知をしているところであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

大まかには先ほど組坂議員が言ったことに賛成なのですが、その5か月というその根拠がわからなかったのので、自分なりに考えてみますと、3月、4月、5月、6月、7月分が、コロナ対策が不十分だったから、5か月なのかなとか思ったりするんですが、5か月のその根拠がよくわかりませんので教えていただけたらと思っております。

それから、今追加で市民に寄り添うためということでは言われました。先ほどの厚生文教常任委員会の委員長の報告が、委員会での論議というか質疑があまり書いてなかったということであったと思います。厚生文教委員会の中では、例えば独り親だけじゃなくて高校生、大学生とかについても、半額でもすべきではないかと。あるいは、給食費については、5月分の徴収は保護者からの要望があって取りやめたけれども、調整は年度末にするということ、本当に困っているなら早急にすべきではないかとか。あるいは幼稚園、保育施設等への従事者に対する給付については、医療関係者、国がやっているからということでありましたけれども、これから先を見通すと、やはり医療関係者も十分考えるべきではないかとか、図書館で595万円の予算組まれましたけど、図書費が200万円で、備品費を聞いたら、1個96万円もするとんがり型の書庫を入れるとか言われた時に、果たして困っている市民に寄り添う姿勢と一貫して言えるのかなという気がしました。

したがって、まとめますが、5か月というのは、3月にコロナが発生した後の市政の取組が不十分であったから5か月になったのか、どうかそこを教えてくださいのと、今回出されました予算は賛成しましたけれども、本当に不要不急、あるいは困っている方に寄り添ったものかどうかというのを再度お話をさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の提案がなぜ12月いっぱいまでか。そして、なぜこの時期かという御質問かと思えます。先ほどの組坂議員へのお答えのとおりではありますが、付け加えますと、先月うきは市でほんとに残念なんですけど、感染者が確認され、クラスターが発生しました。

そういうことを受けて、相当市民の皆さんが不安に思われてる中で、やっぱり市政運営を預かるトップの私、それから私を支える副市長、教育長として、市民の皆さんに寄り添いたいという気持ちであります。

そんな中、どこまで、じゃあそういう削減をするかというのは、いろんな考えがあるし、永遠きりが無い話もあるかもしれませんが、1つの節目として今年12月31日までということで、御提案させていただいているものであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 全協でも説明がありましたので、理解はいたしておりますが、この5か月間の中に12月31日までとあります。12月31日までとなると、期末手当が入ってくるわけですね。その期末手当の査定というのは、この減額した中の査定なのか。今までどおり、基本給を査定とした支給なのか。ちょっとそこを教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 期末手当のほうも減額の影響を受けることになります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 市長にお伺いする前に確認をさせてください。

よその事情を対比するつもりはありません。ただ皆さん御承知のとおり、コロナが始まって、非常に緊急事態宣言等々の状況の中で、久留米市、大牟田市のほうで、市長、特別職、それから、議会のほうもこの市民の経済低迷に対してですね。だと思えるんですけど、そういう措置をとられましたんですね。近隣の中でそういう動きがあるのかどうか、まず状況を把握してるだけお知らせいただけますか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 近隣ということでは、久留米市のほうが先ほど市長も触れられてありましたが、市長の6月期末手当を10割カットする等の削減がなされてあるところで

それから、大牟田市のほうでは、5月から12月の報酬を三役1割削減するという内容が決定をされております。

筑後地区で私が把握しているのはこの2件でございます。その他福岡県内においても芦屋町、宗像市、古賀市、春日市などが減額の措置をとっているところでございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） あくまで参考のためです。

私が申し上げたいのは、市長も選挙で3期目に入られましたんで、以前からその思いあったんだろうと推測するんですけども、新たに3期目に入ってこのタイミングということでこの臨時会にですね。提案されたんだというふうに思いますし、その意思については尊重させていただきます。

先ほどお2人からごもっともなお話もございましたけど、私が申し上げたいのは、やはり市民の生活困窮、コロナを原因として、経済的に大変困ってる方のみならず市民の目からすると、やはり公務員、三役それから職員の皆さん、我々議会、そういう目で見ていることは、

直接言われたかどうかは別として、思いはほぼ一緒じゃないかなと。全国ですね。そういうものがあるもんですから。申し上げたいのは、市長、三役はそういうことでいいんでしょうけど、議会も職員も同じ立場なんですよ。見られ方からすると。

そしてこれは昨日、おとといの新聞ですね。人事院勧告がなかなかコロナ関係で遅れて10月以降になるであろうと。今回はかなり職員の皆さんも我々も関係するでしょうけど、厳しい勧告がなされるだろうというふうに思っております。結論は、職員の皆さんも今度の人事院勧告に基づく給与改定によって、それなりのものは給与の評価を受けるだろうと思えます。そうすると議会のほうはどうするかという話になってきますからね。そういうことをちょっと市長にこれは議会がどうこういうことはお答えしようがありませんけど、その辺のバランスとタイミングがあったんじゃないかなという思いがしたもんですからですね。

こういうことはこの場で何がしか発言をしておかないと、ただ何もなくてオーケーというわけにはいきませんからですね。その辺を申し上げたところでございますので、今私が申し上げたことでコメントがありましたらお願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに御指摘のとおりであろうと思えます。

私が触れる訳ございませんが、議会におかれても6月議会の中でいろんな議論なされて、視察研修の取りやめ等々、いろいろと御議論されてるという話は承知をしておりますので、そういうことも頭に受け止めながらですね。市政運営を預かるものとして、やはり今まさに新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでるという大きなメッセージというか、姿勢をですね、ぜひ市民の皆さんにお示しをして、そしてまた今後も新たな感染者が出ないように協力をいただくというか、お願いをして参りたいとこのように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君）異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は可決することに決しました。

---

### 日程第9. 意見第3号

○議長（中野 義信君） 日程第9、意見第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○議会事務局長（石井 良忠君） 意見第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について。上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。令和2年8月5日。うきは市議会議長中野義信様。提出者うきは市議会議員櫛川正男。賛成者うきは市議会議員熊懐和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同竹永茂美、同組坂公明。

以上です。

○議長（中野 義信君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、櫛川正男議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） ただいま議題となりました、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面をしております。地域経済にも大きな影響が及び、本年度以降の地方税、地方交付税など、一般財源の激減が心配される状況であります。地方自治体は、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政はこれまでにない厳しい状況に陥ることが予想されております。

このようなことから、国の令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、次の事項について強く要望をするものであります。

要望事項として1項目と2項目が、地方の安定的な財政運営のための地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを強く求めるものであります。

3項目は、地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を行うよう求めるものでございます。

4項目は、税収が安定的な地方税体系の構築に努めることを求めるものであります。

最後の5項目では、固定資産税については、市町村の極めて重要な基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋償却資産を含め、断じて行わないことを求めるものでございます。

以上5項目について、地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁へ意見書を提出するものでございます。どうか皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案の理由の説明といたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。櫛川議員、自席へお戻り下さい。

お諮りします。意見第3号については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

したがって、意見第3号は可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

---

○議長（中野 義信君） 以上で、すべての議案の審議が終了しました。

ここで暫時休憩とします。3時30分より再開します。

午後3時19分休憩

.....  
午後4時08分再開



○議長（中野 義信君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものにつきましては、会議規則第45条によりその処理を議長に委任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。

よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任していただくことに決定しました。

ここで、市長から挨拶の申出がありますのでこれを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 中野議長のお許しをいただきましたので、第3回うきは市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

8月3日から本日までの3日間開会いたしました第3回うきは市議会臨時会におきまして、議員各位には連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。本臨時会におきましては、審議の課程で追加提案をするなど、議員の皆様には御面倒をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましても、十分これを尊重し検討いたしまして今後の市政運営に当たり心して努めたいと存じます。

特に、新型コロナウイルス感染症への対策は、危機管理上重大な課題であると認識をしております。感染症の防止対策を最優先としつつ、市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、感染症対策に全力で取り組む所存であります。

先週木曜日に、九州北部地域も梅雨明けとなり、夏本番が到来をいたしました。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために、今後ともなお一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変御苦勞さまでございました。

○議長（中野 義信君） 報告します。

9月定例会の開会日は、9月4日金曜日開会予定としておりますので、報告しておきます。

今回の議会につきましては、私の進行に対しまして、いろいろ迷惑をかけましたことをおわび申し上げます。

これもちまして、令和2年第3回うきは市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

○議会事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

---

午後 4 時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 江 藤 芳 光

署名議員 伊 藤 善 康